

令和 7 年第 2 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 2 号

おいらせ町議会 令和7年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第2回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和7年6月9日（月）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和7年6月9日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和7年6月9日 午後 3時53分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	9 番	田 中 正 一		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	佐 藤 啓 二
	健 康 保 険 課 長	鈴 木 政 康	子 育 て 支 援 課 長	小 向 正 樹
	介 護 福 祉 課 長	松 山 公 士	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀
	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一
	会 計 管 理 者	澤 頭 則 光	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	福 田 輝 雄
	社会教育・体育課長	三 村 俊 介	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜
	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監査委員事務局長	小 向 正 志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	小 向 正 志	事 務 局 次 長	中 里 浩
	事 務 局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 5 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について）		
	2 報告第 6 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について）		
	3 報告第 7 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について）		
	4 報告第 8 号	専決処分の報告について（町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	5 承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について）		
	6 報告第 9 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について		
	7 報告第 10 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	8 報告第 11 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書について		
	9 諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	10 議案第 43 号	おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて		
	11 議案第 44 号	おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について		
	12 議案第 45 号	おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		
	13 議案第 46 号	おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	14 議案第 47 号	神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について		
	15 議案第 48 号	下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について		
	16 議案第 49 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 1 号）について		
	17 議案第 50 号	令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について		
	18 議案第 51 号	令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について		
	19 議案第 52 号	令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について		
	20 議案第 53 号	おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について		
	21 議案第 54 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 2 号）について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1 議会選出一部事務組合議会議員による報告			
	2 発委第 2 号	おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則について		
	3 議員派遣の件について			

	4 委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、産業民生常任委員会）	
開 議	午前１０時００分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。	
	3 番	小笠原 伸也 議員
	4 番	沢尾 宏之 議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言 欠席報告	事務局長 (小向正志君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。 本日は５人の一般質問が予定されております。 質問時間は６０分以内としております。時間制限の５分前には次のように呼び鈴を鳴らします。また、６０分に達しますと次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。 それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
	松林議長	ただいまの出席議員数は１５人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程報告	松林議長	本日の議事日程は、お配りしてある資料のとおりです。 日程第1に入る前に、去る6月5日、各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長が互選され、その結果について報告がありましたので、お知らせいたします。 お配りしてある資料のとおり、総務文教常任委員会委員長に平野敏彦議員、同副委員長に佐々木勝議員が、産業民生常任委員会委員長に檜山忠議員、同副委員長に小向幸祐議員が、また、議会運営委員会委員長に川口弘治議員、同副委員長に佐々木勝議員がそれぞれ選任されました。 以上、報告いたします。
一般質問	松林議長	日程第1、一般質問を行います。 一般質問は通告書により順に発言し、次の質問に入る際は、その旨を告知し発言してください。 おいらせ町議会会議規則第54条により、発言は簡明とし、議題外にわたり、範囲を超えてはならないとされておりますので、改めてお知らせいたします。 抽せん順に発言を許します。 1席6番、佐々木勝議員の一般質問を許します。 6番。
質疑	6番 (佐々木勝君)	それでは、令和7年度第2回定例会について、一般質問させていただきます。 今朝の新聞は、朝刊は休みだったんですが、昨日の朝刊に掲載されましたが、5月31日土曜日、私の町内会、洋光台町内会で泊まりがけの防災訓練を行いました。 新聞には載っていなかったんですが、本当はテントを外に置いて、テントの中で泊まろうと、段ボールベッドを敷いてですね。たまたま夜、雨の予報だったので、センター内に移しました。要は段ボールベッドの寝心地を知る目的でした。泊まった方、実際アルファ米とか試食をした後、その夜、何人か段ボールベッドをつくって泊まりました。翌朝、行って状況を聞いたら、「腰が痛い」「肩が痛い」「寝てられない」という話で、本当は8時半の片づけだったんですが、行ったらもうみんな5時前に起きて片づけをしたということが実際ありましたので、災害時のぜいたくは言っていられないとは

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	思うんですが、やはりそういうことを経験することによって、実際どうなのかと、使う方の気持ちになったときに。やはりそういうことが経験されてよかったなと思いますし、また、今後、いろいろな部分でステップがあって準備が必要だと思うので、そういった部分でもいいのかなと。 段ボールベッドも当初の段ボールベッドよりも、最近のやつではないと思いますが、つくりやすいのと、当初やはりつくりにくかったですね。お年寄りにはちょっと無理かなと思いました。 ということで、この5月31日、一応自主防災部長をはじめとした役員の方々にご苦勞をかけましたが、また、まちづくり防災課からもご協力をいただきました。ありがとうございます。感謝申し上げます。 それでは、本来の一般質問に移らせていただきます。 こういうことを踏まえて、1として、「災害時の避難対策について」お伺いいたします。 近年、気象状況の不安定で、今年の夏は猛暑、今年の冬は津軽地方は大雪に見舞われ、リンゴの木などに大きな影響が出ています。今後も青森県のみならず、全国どこでどのような災害が起こるか未知です。災害は忘れた頃にやってくるとよく言われています。行政として、常に緊張感を持った災害対策が必要とされます。 そこで、以下の質問をいたします。 昨年8月11日、台風5号の大雨の影響で、避難所が下田中学校、いちよう公園体育館に開設されました。 アとして、避難所の開設決定の経緯についてお伺いします。 町長。 まずもって、答弁に入ります前に、洋光台の町内会の皆様には、災害訓練、防災訓練をされたということで、自主的にやってくれて本当にありがたいなと思っております。 町でも9月ですか、準備はしておりますけれども、それに先立って避難訓練、防災訓練をやったださって、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。 それでは、1席6番、佐々木勝議員のご質問にお答えします。 その日は、東北地方北部に停滞前線がかかっていたことと、三陸
-----------	-----------------------------------	---

質疑		沖に北上する台風５号との影響により、秋田県中北部から岩手県北部にかけ、大雨をもたらす線状降水帯が各地に発生し、北東方向に移動していました。 また、十和田湖や奥入瀬川沿川及び三八地域にも線状降水帯が発生し、相当量の集中豪雨が奥入瀬川、馬淵川、五戸川の上流で予想されとの情報を受けて、まちづくり防災課は午後５時過ぎに参集し、情報収集の上、１１日深夜から１２日早朝にかけて、警戒レベル４にも達する豪雨被害の可能性があるかと判断をし、午後６時半、万が一を考慮し、警戒レベル２程度の自主避難所２か所を、風雨の強くなる前の午後８時から開設することを決定したものであります。 以上です。終わります。
	松林議長	６番。
答弁	６番 (佐々木勝君)	この避難所の開設は、防災無線でも、私も確認いたしていますが、この地域はどこだったのか、避難する場所ですね。 それと、台風だと、やはり雨風が強いとなかなか防災無線ではうちの中には聞こえないという部分があると思うんですが、その辺の考え方はどうなのか、また、今後ほかにも予定というか、これは分かりませんが、避難所が必要な地域、そういうのを想定されているか、お聞きしたいんですが。
	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	まちづくり防災課長。 佐々木議員にお答えします。 まず、１点目ですが、対象の地域はどこだったのかということですけれども、豪雨被害と洪水ということでしたので、主に奥入瀬川と明神川沿川地域を想定はしていますけれども、対象地域自体は放送ではしませんで、全町内という形で行いました。 あと、無線が外では聞こえないということですが、そのために、町内では屋内無線機、受令機を毎戸配布しております。また、全事業所にも配布しておりますので、そちらは補完できているのではないかと考えています。 ３つ目のところがちょっとあれですけれども、想定する災害とい

質疑	6 番 (佐々木勝君)	うと。 避難する場所の想定。
	まちづくり防災 課長 (久保田優治君)	避難する場所の想定としては、今回は川の洪水と、オキミズでしたので、低い地域ですので、河川高水位地域ということで、津波とはまた一線を画した地域になりますが、主に河川沿川という形になります。 以上です。
	松林議長	6 番。
	6 番 (佐々木勝君)	防災無線の戸別受信機があるんですが、今、新築の方は壁に穴を開けたくないとか、新築というか、ここ数年ですね、そういう人がいます。うちはスピーカーがあるからいいやという人もいますし、穴があくのが嫌だという人もいますし、あとは、風によって無線が安定しないと、雑音が入ったりすることもある。これはまず致し方ないことだと思うんですが、ただ、そういった安定した感じで、各家庭に情報が流れるようなことも、台風だけではなくて、地震もいろいろな災害が検討されると思うので、今後考えてもらえればなと思います。 今年は台風がまだ上陸していませんが、台風が遅いからといって台風の上陸回数が少ないというわけではないということは、この間気象庁の方が言っていました。逆に言えば、多くなる可能性もある、集中して。そういったことも踏まえて、いろいろな部分で再点検、確認が必要かなと思いますので、心に置いて、今後、進めてほしいなと思います。 イに参ります。 中学校、いちよう公園体育館へ避難された方は何人か、伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。

質疑	松林議長	下田中学校体育館には2世帯4名、いちょう公園体育館には4世帯7名、合わせて6世帯11名が避難されました。 以上です。
	6番 (佐々木勝君)	6番。 7名の避難ということで、これは、避難してくるときは車ですか。それとも、車を持っている人は車で来るんでしょうけれども、やはり高齢者の世帯なんかではすぐ動けないとか、そういったこともあると思うので、外部スピーカーというか、スピーカーと戸別受信機以外に、車で広報とか、走るということは考えなかったのかお伺いしたいんですが。
答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 まず、移動手段ですけども、近くの7名と聞き返されたんですが、合わせて11名になります、2か所で。下田中学校が4名で、いちょう公園が7名です。 それで、移動手段なんですけれども、下田中学校に来た2世帯のうちの1世帯が車、あと1世帯が徒歩。いちょう公園は車が3世帯で、その他というのは乗り合い、これも車ということになりますけれども、それが4世帯かなと思っております。 これ以外の方法ということだったんですが、実はホームページとSNS、XとFacebookでもお知らせはしたんですけども、そちらは高齢者の方は見るとも限りませんので、広報車で回ったらよかったのではないかとということですけど、広報車が外のスピーカーから流すよりも、かえって煩雑になると判断してまして、広報車についてはやっておりました。 以上です。
質疑	松林議長	6番。
	6番 (佐々木勝君)	ほんとスルメールでも流れてはいました。私も確認していましたが、最近ほんとスルメールが大分活躍していますよね。鹿だ、

答弁		熊だ、いろいろ出ていますけれども。おいらせ町は気象情報が多いんですよ、何かしら知らないけれども、ほんとスルメールですね。ほかの八戸なんかでは、鹿、熊、あとは狸とか、そういうのもすぐ流れていましたが、ここ最近、おいらせ町は警報というか、天気予報の関係だけ流れていまして。 やはりダブれば聞こえないと思うんですが、ただ別に、時間差をおいて広報するべきではないかなと思うのと、あとはやはり高齢者の方がいちよう体育館まで歩いてくるというのもまたどうかなと思うので、その辺も今後、災害ですから、防災では町としてもいろいろな部分では忙しいと思いますが、手段ですね。町民の方が避難する手段をいろいろ考えていただきたいなと思います。 次にいきます。 ウとして、いちよう公園体育館の備蓄品内訳と数量、何人ぐらいを想定しているかお伺いします。
	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 いちよう公園体育館には当該施設ばかりでなく、周辺の一般避難所で使用する備蓄品の一部を収容しております。 その内訳はアルファ米700食分、毛布1, 100枚、段ボールパーテーション500枚、段ボールベッド100台であります。 また、想定避難者数は、通常時では640名、最大時では860名となっております。 以上です。
質疑	松林議長 6番 (佐々木勝君)	6番。 最大時860名の避難を想定したときに、この数量で足りるのかどうか。ただ、これは日数とか災害の状況にもよりますが。 さっき冒頭にも言いましたが、ベッドが、最初のところで穴に差し込んで固めるというか、強度をやるんですが、今のベッドは四角くしてそこに段ボールを入れてすごく速いんですよ。そういう面で、やはり高齢者の方とか新しいつくり方ができるベッドとかも必要だと思うので、お金はかかる話なんですけど、絶えずそういったことも、

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	子どもから高齢者まで使えるようなもの。 それと、アルファ米をこの前食べたときに、前からなのかな、ちょっと私、記憶ないのですが、中に乾燥剤とスープが入っているんですね、粉状の。このときお年寄りも何人かやったんですが、封を開けてすぐお湯を入れようとしたんですね。「ちょっと待て」と言っ て、乾燥剤を出して、袋に入れる粉スープを出して、それからお湯を入れたんですよ。慌てていると、乾燥剤も入り、味つけしたスープ、そのまま入れてしまうという可能性もあるのと、あと、スプーンがちょっと短かったかなと。あくまでも災害として経験したその袋ですね、考えたときのことを話しています。それから進化しているのかどうか分かりませんが、そういったこともあるので、アルファ米とか食べるときも。 おいしいのはおいしいんですよね、最近のやつは。そういったことも含めて、やはり子どもからお年寄りまで分かるような感じの方法というか、防災のマップを含めてつくってほしいなと思いますので、慌てず騒がずと思っても無理だと思うので、今から「そういったこともありましたよ」ということを覚えておいてほしいなと思います。 エとして、大きな災害時の避難所として、いちょう公園体育館は避難者を多く収容できますが、そういうとき一番不便を感じるのがトイレです。体育館内のトイレの内訳（男女別）、車椅子用、手すり等の設備状況をお伺いいたします。 町長。 お答えします。 いちょう公園体育館のトイレは、男性用、女性用、障害者用の3つに分かれております。 その詳細ですが、男性用は、小用5基、洋式1基、和式1基。女性用は、洋式3基、和式1基、障害者用は洋式で手すりも設置されており、車椅子の方でも入って利用できるトイレとなっております。 なお、体育館内のトイレについては、利用者の利便性を高めるため、平成30年度に和式トイレの洋式化及び温水洗浄機能つき便座への改修工事を行っております。 以上です。
-----------	-----------------------------------	---

質疑	松林議長	6 番。
	6 番 (佐々木勝君)	体育館の中は見る機会がなかったんですが、体育館の中のトイレは、それで十分かなとは考えます。 中のトイレは、体育館の前のトイレなんですが、この前まで改善はされておりましたけれども、排水設備故障で使用できないという話というか、ビラが貼っていました。今は直っていましたが。 今月 22 日、いちょうマラソンもありますし、人がいっぱい来ます。開催予定していますね。国スポもあります。あと、自由の女神を見学に来る幼稚園から施設への入所のお年寄りの方などが結構来ています。この間、大型バスでも来ていました。やはり子どもたち、お年寄りはトイレが近いというのもあって、「ええっ、使えないの。これじゃあ、どうするの?」ということもあって、そのときはトイレが故障のときでしたからね。 やはり自由の女神は町としての象徴でもありますから、今後、使用できるようなトイレについても聞くんですが、オとして、いちょう公園体育館内のトイレ及び体育館内はいいですね。体育館前のトイレの改修、建替えの予定はあるか、お伺いします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 現時点では、いちょう公園体育館内及び体育館前のトイレについては、改修、建替えの予定はありません。 いちょう公園内には、多少距離はありますがけれどもご質問の箇所以外にも使用できるトイレが 4 か所あり、災害などの緊急時にはそのようなトイレの利用が可能だと想定しております。 以上です。
	松林議長	6 番。
質疑	6 番 (佐々木勝君)	結構、今年の 4 月から洋光台入口のトイレも造っていただいたんですが、結構あそこも使われているんですが、体育館の前のトイレは不特定多数、さっきも言いましたけれども、観光バスで自由の女

答弁	松林議長 地域整備課長 (岡本啓一君) 松林議長	神を見に来て、それで帰っていくと。少ないんです。人数からすれば少ないと思うんですが、帰っていった方がいました。 ですから、せめてあそこのトイレですね。多いときは、今後もまず来ると思うんですが、観光バスが3台ぐらい来るときもあります。私もすぐそばに家がありますので、通れば「ああ、今日も来ているな」ということで見ていますが、自由の女神はおいらせ町の象徴ですから、第二みちのくの下田インター、木ノ下のインターですね。あそこに大きい自由の女神の看板があります。「おいらせ町へようこそ」という。ああいうのもうたっていますし、何とか国スポが来る前にトイレだけでも改修できる予算をつけてもらって、みんなそれを待ち望んでいますね。ほかからの町内から見学に来た方もがっかりして帰ります。 その辺、今年、来年といわず計画をどうでしょうか。 地域整備課長。 お答えします。 今のご質問の中で、いちょう公園体育館前のトイレやそれから自由の女神像そばのトイレについて、国スポの前に改修してほしいというご要望かと思います。 先ほど町長の答弁の中でありましたように、体育館前のトイレについては、現在建替え等の予定はございませんし、自由の女神像のそばのトイレについても、現時点での話ではありますが、改修等の予定はございません。 これから予定される質問とも関連しますけれども、これから劣化度、どの辺が壊れているとか、どの辺が老朽化に伴う措置が必要なのかというのを調査した上で、老朽化に対する対応をとっていくということになりますので、議員ご質問のように、国スポに間に合うかどうかというのは、現時点では確約することはできませんけれども、調査をした上で、何らか対応を講じていくことを予定しております。 以上です。 6 番。
----	---	--

質疑	6 番 (佐々木勝君)	さっきも申し上げましたけれども、第二みちのくの入り口ですね。あそこのでっかい自由の女神の写真というか、あれが立っているんですよ。見たことありますよね、皆さん。あれはやはりおいらせ町の象徴ですからね。じゃあ、あそこを下りる。「寄って見ていこうか」と、「遠いところじゃないよね」という方もいたんですよ。 ですから、そこに来て、「このトイレ」という、トイレだけが象徴するわけではないんですが、ただ、やはり気分よく帰ってもらおうというのが、やはり皆さんも観光地に行ったときに、そう思うと思うのですよ。「ええっ、この観光のいいところで、何このトイレは」と。それを考えたときに放ってはおけないはずなんですよ。 ホームページにも自由の女神をうたっていますし、さっき言ったみたいにやっていますから、いろいろなことでやはり日本一とうたっていますから、全国から来るんですよ。 町長もたまに体育館の前に行って見てもらいたいなと。どういう人が日中來ているんだろうな。子どもたちも来ていますよ。いちよう公園で弁当を食べている人もいますよ。それを見れば、「ああ、やはりきれいなトイレがあったほうが、皆さん楽しいだろうな」と思うと思います。 なので、これはまた予定はないと言っていますが、今後どうなるかは、周りの情報とか來ている方の話を聞きながら進めてまいりたいなと思いますので、よろしくお願いします。 次ですね、大きい2番にいきます。 公園施設長寿命化計画について。 本年度、令和7年の予算に公園施設長寿命化計画策定調査業務委託料として3,300万円の予算が計上されましたが、調査委託の内容、下田公園、いちよう公園、海浜公園について問います。 アとして、公園別にどういう調査をするのか伺います。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 今年度実施する調査ですが、対象となる公園内施設の劣化や損傷の状況、安全性などの点検調査を行うものとなっております。 以上です。

質疑	松林議長	6 番。
	6 番 (佐々木勝君)	随分簡単ですね。 これまた、私は公園全体を見て、劣化というのは、見れば明らかに劣化と分かりますからね。公園遊具も壊れているのもありますし、雑草もいっぱいです。 長寿命化ですから、それだけではないんじゃないですか、長寿命というのは。公園全体のことを考えれば、長寿命計画ではないと思うんですが。長寿命計画というのは、今後、5 年、10 年、20 年したときに、公園がどうもつかというのが、長寿命だと思うのです。 それは海浜公園もしかりで、海浜公園なんて、あそこは劣化とか損傷って、何を見るんですか。そういう建物ってトイレとか、あと電灯とか立っていますけれども、そんなにないと思うんですよ。 下田公園にしても、そんなにすぐすぐ壊れるようなものというのは、私は見たときにないかなと思っていました。 それに 3, 300 万円というのはどうなのでしょう。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 公園施設長寿命化に係るその調査の内容について、もう少し詳しく説明をしたいと思います。 下田公園、いちょう公園、海浜公園、それぞれ設備がございます。 1 つは、先ほどの質疑のやり取りでもありましたトイレのほか、それから遊具、照明設備、それから水飲み等々、もろもろ大小の施設がありまして、これらを合わせると 273 施設を調査する予定としてあります。 それと、このウッドデッキについても、かなりの面積を整備してございますので、そちらの安全性とかも点検した上で、今後どのようなスケジュールでこの改修等、長寿命化の対策工事を行っていくかという、今後の計画につなげていく予定としております。 以上です。
	松林議長	6 番。

質疑	6 番 (佐々木勝君)	長寿命化計画というのは、建物に関してだけなんですか。 というのは、公園がいちょう公園、北公園、ありますけれども、広くて木があまり多過ぎるんですよ。例えば、それを全体を公園らしい風景、伐採をしていくというのも、長寿命で考えると必要だと思います。 いちょう公園北側とよく言いますが、あれも「北側ってどこだ」という話も、人もいます。これは仮の話ですが、いちょう北公園とか、いちょう公園北側というのはもう広過ぎると思うんですよ。だから、あそこを第二公園にして、いちょう北公園とか、名称を変えたほうがみんな分かりやすいのかなと思いますのと、あそこに北側の公園に、宝くじ社会貢献広報事業という石碑が立っているのはご存じでしたか。
	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	その石碑につきましては、今、思い出すことができません。以上です。
質疑	松林議長	6 番。
	6 番 (佐々木勝君)	そうですね。全然整備されていないですよ。宝くじの助成金を使ったと思うんですが。そういうのを大事にしていって、初めて長寿命化計画ではないですか。 すぐ苗木の、苗木というか、そんなに大きくないんですが、すぐ後ろが山になっていて、杉の木か何かが覆って、おがり切れないでいるんですよ、木自体が。 そういうのを整備していくのが長寿命化計画ではないですか。建物だけではないでしょう。計画を練り直してください。そうでないと、全然駄目です。と私は。何かどうぞ、お願いします。
	松林議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 このたび実施します公園施設長寿命化計画につきましては、この国庫補助金を活用しながら国庫補助金が活用できる範囲内で行う、

		公園設内の人工物、人工の構造物を調べるものでありまして、今議員のご指摘があったような支障木等の整備につきましては、この計画の中ではやりません。 ただし、議員がご指摘のように、いちょう公園、下田公園も含め、かなりの面積がありますが、それぞれ支障木といわれる杉等の状況がなかなか育ち過ぎて、文字どおり支障と呼べるようなレベルになってきておりますので、地域整備課としても、一気にやることは難しくても、毎年一定の割合で支障木の撤去等、実施していくのを課内で検討しております。 先ほどご質問の中でありましたいちょう公園の北側について、広過ぎるので名称の在り方を検討してほしいというご意見でございました。違う方からも同様のご意見をいただいたことがございますので、課の中で善処するよう、検討していきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	6 番。
	6 番 (佐々木勝君)	やはり思っている人はいると思うし、あと、ボランティアで見回り隊というのはご存じですよ、課長ね。 この方も、女性の方10人以上います。不法投棄したのを片づけてもらったり、池に釣りに来た方が、釣りの糸とか針をそのまま捨てていって、鴨が引っかかっていたのを直したとか、とってあげたとか、いろいろあるんですよ。 だから、建物というか、そういった施設関係はいいんですが、プラスアルファで国の助成等は、そこだけチェックしろということなんでしょうけれども、プラス、町ではもっと予算をプラスして、全体を見たほうがいいと思います。 やはり各課長の皆さんも、公園をちょっと散歩してみてもえらいですか。下田公園、海浜公園、いちょう公園。あれでは公園ではない、山の雑草ですよ。 それと、自由の女神の東側に洋光台の住宅があるんですが、その階段がありますね。階段の下の方が、階段の上にも、松の木とか杉の木が高くなっています。結構大きくおがっています。そこで台風とか風が吹くと、枝がばらばら飛んでくるそうなんですよ。 そうでなくても、春先、商工会でも公園の整備をやります。その

答弁		とき、今年は、去年、台風の影響で枝がもうすごかったんですよ。私も片づけをしましたけれども。 そういったこともあるので、ましてや風で木が飛んできて、けがをされた方はいませんが、どこかでもありましたよね、飛んできてけがをした方もいますし。そういった部分で安全で安心な公園が、そういうことにならないように、見て回って、対処してほしいなと思います。 その公園のやり方、長寿命化計画をもう1回改めてどこまでいけるか、再検討してほしいなと思います。 イ、いきます。 調査後の計画予定を伺います。
	松林議長	町長。
質疑	町長 (成田 隆君)	お答えします。 公園施設の点検調査後、施設の健全度の判定を行います。 健全度はAからDまでの4段階での評価となり、A判定は健全、D判定に向かって劣化という判定となります。 次年度以降の計画としては、劣化が進行しているD判定の施設を優先をし、改修など対応していく予定としております。 以上です。
	松林議長	6 番。
	6 番 (佐々木勝君)	分かりました。 D判定に限らず、周りを見てください。お願いします、公園のですね。 公園の中の、木が整備されていないのはどういった雑草が増える、枝が枯れたものがある、飛んで来て折れている、そういうのがありますので、これはいちょう公園も桜がきれいだ、下田公園も桜がきれいだ、海浜公園も、この間も子ども連れが海浜公園で遊んでいました。 そういったものもありますから、もっときれいになる、もっといいような状況になれば、おいらせ町自体がいちょう公園、自由の女神、そういう宝物をもっともっと大事にして、1つずつでいいから

質疑		改善して整備していただきたい、そう思って私の質問を終わります。 ありがとうございました。
	松林議長	これで、6番、佐々木勝議員の一般質問を終わります。 ここで10時55分まで休憩いたします。 (休憩 午前10時38分)
	松林議長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (再開 午前10時55分)
	松林議長 11番 (平野敏彦君)	2席11番、平野敏彦議員の一般質問を許します。 11番。 令和7年第2回定例会に当たり、議長のお許しを得て、2席11番、平野敏彦が通告に従いまして、一問一答方式により一般質問をさせていただきます。 第48回上北郡スポーツ大会が前期開催と5月31日、6月1日の3週にわたり開催されました。 おいらせ町はバレーボール男子、バレーボール女子、グラウンドゴルフ、サッカーの3種目で優勝。バスケットボール男子が準優勝。陸上競技が3位入賞の成績で、総合第3位となりました。 激励をいただきました成田町長、教育長、議長をはじめ、大会参加の職員の方々、多くの町民の皆様の応援に、スポーツ協会を代表して深く感謝申し上げます。ありがとうございました。 2026年、第80回国民スポーツ大会が、県内各地で開催されます。当町では、正式協議の軟式野球のほか、デモンストレーションスポーツ3競技などが開催されます。多くのアスリートとの交流を通して、感動を創出し、きらめくような大会開催に向けて、おいらせ町民の関心と、国スポを盛り上げる機運を、おいらせ町スポーツ協会全力で町民と一体となり取り組んでまいります。 それでは、通告いたしました一般質問について、町長の所見をお伺いいたします。 質問事項の1点目であります。

答 弁	松林議長	1、農地適正利用の地域計画についてであります。 農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地に関する利用の明確化や集約を推進し、次世代に引き継ぐのが狙いの地域計画について、1点目であります。 農業者、農業委員会、中間管理機構、農協、土地改良区などと協議とありますが、農業者の意見、将来の課題についてお伺いいたします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 答弁に入ります前に、平野議員には、町スポーツ協会の会長として、スポーツ団体をまとめて好成績を収められたということで、心から感謝申し上げます。また、今後、県大会もあるようですので、ご尽力くだされば大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、答弁に入ります。 2席11番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。 地域計画を策定するに当たり、中学校区ごとに座談会を実施しました。 農業者から出された意見や課題の主なものとしては、高齢化や後継者不足による担い手不足や、そのことに伴います耕作放棄地の増加への懸念が挙げられておりました。 また、農作業の効率化では、区画が小さく、農業機械の大型化に適さないことや農道整備の要望等が出されておりました。 以上です。
	松林議長	11番。
質 疑	11番 (平野敏彦君)	今、町長の答弁で、耕作放棄地、それから、今の既存のままですと、大型機械の導入が非常に難しいという農業者の意見だということですが、この地域計画では、将来の、今の課題をどう解決するのか、農業者が不安に思っているものをどう解消していくのか、そういうものというのは出なかったのか、農業者の意見として課題だけが提出されたのか。その辺をもう1回確認したいと思います。
	松林議長	農林水産課長。

答弁	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 まず、今回の座談会、あるいはアンケートにおいては、基本的には今農業者が困っていることとか、これからの課題について伺っておりました。 ただ、座談会では、やはり特に担い手と呼ばれる方が参加いただいていますので、将来的にこちらは意欲を持って出席していきたいとか、経営するに当たって、そういった、今、機械とかも大型化を図っていききたいとか、国や県の補助事業とかについての問合せ等もありましたので、その辺のところはお答えしているところです。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 担い手も参加しているということで、それらの方々については、これからの10年を見据えた、将来的な構想を持っていると私は思いますけれども、ただ、この町長の答弁ですと、学校区で開催して取りまとめしているということですが、この担い手もこの資料を、私、もらって見たら、学校区によってはばらつきが非常にあります。本当に今の計画そのもので現状認識をした、そして、また把握をした、その課題解消にはこれからどういう形で取り組むのか。ここをもう1回確認したいと思います。
答弁	松林議長 農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長。 お答えいたします。 この地域計画ですけれども、取りあえず、今、1回目は策定しましたが、今後、毎年のように見直しを図っていくことにしておりますので、そういった中で意見を聞きながら、今度は課題策とかには対応できるような形で、どこまで対応できるかというのはありますけれども、そういう形で進めていくことになっていきますので、まず、基本的には、今後また改めて座談会なりアンケートをとって、今度はこの課題解決について取り組んでいくような形になっております。 以上です。

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	計画の中で、ちゃんと毎年度いろいろな形で、課題、それから検討していくということが示されています。 今、課長が言うように、これからも座談会、そういうもので、様々な会合等で周知徹底を図るということだと思いますので、いろいろな意味で早め早めの、ひとつ農家の方には対応していただきたいと思っています。 それでは、2点目に入ります。 町が策定した10年後の農用地等を定めた目標地図を含む地域計画は、ホームページなどで公開するとあります。詳細と時期についてお伺いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 本年3月26日に策定しました地域計画は、目標地図と併せて3月31日に町ホームページに掲載しております。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	農業者の方で、このホームページを利用しているパーセント。農家何世帯中何人が、例えば1週間、それから1か月、区切った場合、どのぐらいの人がホームページを見ているのか。 私は、ここのところを担当の課からも、それから他の課でもいいんですが、「農業者が見ているホームページのパーセンテージはこうだよ」というのがあったら示していただきたい。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 具体的にホームページを見ている農業者の人数とか、割合というのは、こちらでは把握はしておりません。

		ただ、この公表方法については、ホームページ等で公表するようにと定められているので、一旦ホームページでは公表しています。 農業者等については、先ほど、また改めてアンケート等ということでお話をしたと思いますが、その際に、近いうちにといいですか、今年度の秋口までには、またアンケート等を取りたいと思っていますので、計画ができましたよという周知と、その計画書なりを含めた目標地図に関してはご覧になったかあれですけれども、畳3畳分くらいのものをA4判サイズにしているとちょっと見づらいので、その辺は、同封はできないかもしれませんが、計画については、そういった形で周知を図りたいなとは思っております。 以上です。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 計画の進め方については、私は理解します。 ただ、農業者の方々にやはり情報が伝達しないと、いくら素晴らしい計画をつくっても、それは効果が発揮できないと思いますよ。 これまでも農業者だけではなくて、町民に対するホームページとか、そういうもので公表していますという答弁が何回もありますけれども、じゃあ、その結果がどのぐらい公表されて、どのぐらい目を通されているのか、何%が理解しているのか、そういうものを全体的に私は1回も答弁されていないんですよ、町長。やはり少なくともこういう形でホームページに公開するとなったら、少なくとも、今、課長が言っているアンケートでまた秋にするとありますけれども、そのアンケートのときに、じゃあ、これを、地域計画に何回目を通したのか、地域計画そのものが分かっているのか、そういうものまでちゃんとアンケートに盛り込んで、ホームページを利用するパーセンテージもちゃんと把握するべきだと思いますよ。 これはどうですか。町長、そう指示してもらえますか。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 今の平野議員のご指摘、もしかすれば、私をはじめ職員の方々もそこまで気がついていない部分もあったのかなという気がしておりますので、今、詳細にそういう説明の仕方があったほうがいい

質疑		いんでないか、あるいはアンケートのとり方として、改めて手法を変えたほうがいいんでないかという指摘がありますので、そういう部分を含めて参考にさせていただきますので、よろしくお願いします。
	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	それでは、3点目に入ります。 高齢化により、耕作放棄地予備軍対策として、地域計画の取組についてはどのように位置づけているのか、お伺いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 地域計画における耕作放棄地の対策としては、農地中間管理機構や町農業委員会と連携しながら、その解消に取り組むこととしております。 具体的には、農地中間管理機構が農地の出し手と受け手の仲介役として、農地の集積や集約化を進めております。 また、農業委員会では、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地パトロールにより農地利用状況調査を実施しております。 この調査によりまして耕作放棄地を確認した委員が、可能な限り農地を耕作できる人へのあっせんや、事務局と連携を図り、農地の売買や農地中間管理機構を活用した貸借等の推進に努めています。 さらに、貸借等が可能な農地情報を町農業委員会だよりに掲載するとともに、窓口ではその一覧表の提供や、県農地情報サイトを通じた情報提供活動も行っています。 以上です。
	松林議長	11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	中間管理機構が一番のメインになっていると思うんですけども、その中であっせん、売買の関係を取り扱っているということですが、この売買の声というのは、どういう形で届いているのか。特に高齢者の方は相談する人もそばにいない。子どもはもう家を継が

答 弁	松林議長	ない、帰ってこない。そういう方々がどうすればいいかということ を、売りたいんだけど買い手もない、どういう手続をすればい いか分からない。中間管理機構だって、地域に入ってきて調査して いるわけでもない、声を聞いているわけでもない。 農業委員会の方々も地域代表で活躍していますから、そういう 方々が全てを対応するのも、農業委員の方々も仕事があるものです から、そう行っていないのではないかな。 高齢者の方々の声をどういう形で、例えば、面積的に少ないけれ ども売りたいとか、そういう高齢者の声というのは、どういう形で 町へ届くのか。その手法について、ひとつお聞かせいただきたい。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長。 お答えいたします。 先ほど町長の答弁で、農業委員会で耕作放棄地の確認等、調査を しておりますというお話がありました。その中で、そういった遊休 農地等を見つけた場合に、直接その方に文書をお出ししております。 その内容は、今後この農地をどうするお考えがありますかというこ とで、まず、貸したいとか売りたいとか、そういうお声を聞いて、ご 相談を、農業委員会でこれは受付していますので、農業委員会に來 ていただくなり、電話をいただければ、そこで対応等しているとい う状況になっております。 以上です。
	松林議長	1 1 番。
質 疑	1 1 番 (平野敏彦君)	そこで、農業委員会の確認をしたいと思うんですけれども、本人 に直接通知をして、どの程度の反応があるのか。いや、意思表示が されているのか。 例えば、私は甲洋小学校区ですけれども、旧百石の場合ですと、 何件そういう直接通知をして、何件回答があったのか、これをお聞 かせいただきたいと思います。
	松林議長	農林水産課長。

答弁	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 直近で、今年度といいますか、３月頃に調査したのでは、４５９人の方が遊休農地ということで農業委員から挙がってきていましたので、その方々に通知をしております。 そのうち２６４人、解答率からいくと５７％、約６割の方から回答を得ております。 以上です。
質疑	松林議長 １１番 (平野敏彦君)	１１番。 私が思った以上の回答率、５７％というのは、非常に、対象者からすれば、そういう反応があったということは、取組が進んでいるなという思いがいたします。 これから直接様々な形で農業委員会が通知をし、そして、また個別農家とのいろいろな折衝が進められると思いますので、この辺、さらにまた回答のアップ率を上げて、耕作放棄地の解消に努めるように期待をしております。 それでは、４点目に入ります。 農業人口の減少や離農といった課題について、地域計画の取組についてのお伺いをいたします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 農業人口の減少については、座談会でも話題となりましたけれども、これといった有効な対策が見いだせていないというのが現状であります。 それでも、現在、各地域で中心的な役割を果たしている担い手への農地の集約化を図ることや、地域外の認定農業者の受入れ、また、労働力の確保のため、上北農林水産事務所と連携をした農福連携の取組への検討なども進めることとしております。 さらに、新たな担い手となる農業後継者や新規就農者について、県や町内の農業経営士などとも連携を図りながら、その確保・育成に努めているとこととしております。 以上です。

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	町長の答弁で、農業人口の減少については、有効な手立てがないというのは、私は本音だと思います。 この前の『デリー東北』を見ますと、青森県の出生率が1.14。6年連続最低更新をしたと。若者の県外流出が顕著なものだということが書いてありました。この中で、農業後継者を育てる、これは至難の業だなと。 やはり私がおいらせ町、そして旧百石町からずっと感じてきましたけれども、農業を代々つないでいる人、受け継いできている人には、やはりそのうちの子どもを育てるセオリーがちゃんとある。長男は大学に行かないで、高校卒業して専門の研修を受けて後継ぎをさせるとか、そういうのがあって4代、5代と続いている農家を私は見えています。 やはり少子化になって、子どもの夢、そしてまた、いろいろな、子どもに期待する部分が、親が多くなってきているのかと。それで、子どもは家を出ますと、もう帰ってくる可能性がほとんど、私もそうですけれども、期待できていないなということで、非常にこの部分については、町の取組は大変だと思いますが、ただ、今現在、働いている方々に対しては、今町長が言った担い手、農福連携、このほかに、今うちの地域では、外国人労働者が急激に増えています。現状の経営を維持していくためには、機械化だけでも賄い切れない部分があるわけで、やはりそういうものを、外国人労働者をどう取り入れをして、働く人が労働力の軽減、そしてまた次につなげていく活力を持たせるためにも、外国人労働者の確保について、町もいろいろな対策をすべきだと思うんですけれども、町長、どう思いますか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	今の、本当は担当課長が答弁すればいいでしょうけれども、町長という指名がありましたので、私の思いを少し感じておりますけれども、今、手っ取り早く便利だから外国人に来てもらって、その方々に手伝いを受けて、機械でどうにもならない部分を人手で何とかす

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	るという、安易な、今は国全体がそういう方向になっている。農業だけでなく介護でも病院の看護師さんでも、そういう部分で、多々将来的な長い先を見た考えでないような気がしております。端的に言いますと、目先のことしか考えていないのかな。長い目で見た場合、果たして外国人が来てくれるとか、探せるのか。あるいはもっと高いところを払わないと来ないよとか、いろいろな部分で課題があると思いますので、町とすれば、どうすればいいかということは、まだ今のところ、取りあえずここ2、3年手伝いに来てほしいから、町でも協力して、努力しましょうという問題ではないような気がして、これは国あるいは県の段階で、相談あるいは考えていかなければならない重要な課題だと思います。 また、今も全国的に米が足りないとかという、いろいろな米対策もやっていますけれども、そういう部分で農業にもある程度もうけさせないと、誰もやる人がいなくなるよ、せっかく後継ぎが生まれただけけれども、農業を放棄するとかということになるので、そういう部分を含めて、これから国政の選挙もありますので、そういう部分も強く訴えて、国会議員の先生方にも動いてもらわなければならないような気がして。今、ちょっとここ2、3年足りないからでないような気がしていますので、そういう部分も含めて、できれば農家に生まれたら後を継ぐ、あるいは、そしてまた墓を守れよ、地域を守れよという方策を考えていくときに、もう遅いかもしれませんが、やっていくべきだと考えております。 以上です。 11番。 町長の考えも理解できますけれども、私はやはり現状を維持する、そしてまた、農業についても現状のまま引き継ぐのではなくて、やはり次の農業を引き継いだ人が会社的な感覚で人を使うには、日本人がもう絶対的に不足しているわけです。そういう働く人を、いかにして雇っているところが成長していくと私は思いますよ。 だから、そういう意味では、おいらせ町から県、県から国、そういう形に、制度的な部分を訴えてもらいたいなということで、町長にお願いをしたいと思います。 それでは、次の大きい項目の2点目に入らせていただきます。
----	------------------------------------	--

答弁	松林議長	発達障害児早期発見対策についてであります。 政府では、発達障害の早期発見に有効として、５歳児健診の普及に向け、支援強化として、２０２５年度から自治体に対する補助率の引上げ等を対策に適切な支援につなげるとあります。５歳児健診は任意となっており、２３年度に行った自治体は１４％にとどまるとありました。おいらせ町の実態についてお伺いいたします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 ５歳児健診は、健康状態の把握とともに、小学校就学前の段階における発達障害の早期発見と早期対応を目的とした健診であります。 現在、当町では実施に向けて検討を行っており、現在、実施している事業の廃止、縮小、見直しを含め、どのような体制での健診が当町にとって有効であるのか、検討しているところであります。 また、実施に当たり、恒久的に職員業務量と事業費が増加し、発達障害に関わる専門医や心理職種の確保が必要となりますが、町の専門職以外の確保が大きな課題となっていることから、実施に向けて慎重に検討している状況であります。 以上です。
質疑	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	２５年度から自治体に対する補助率の引上げとか、そういうのが、もう今年度スタートするわけですがけれども、この項目で、どういう項目の補助率が引上げになったのか、まずここをお伺いします。
答弁	松林議長	子育て支援課長。
	子育て支援課長 (小向正樹君)	それでは、お答えいたします。 項目として中身ですね。 まず金額なんですけれども、１人当たり５，０００円ということで、上がっております。その中で必要な経費が補助対象になるということでございます。

質疑	松林議長	補助率は2分の1で、単年度の補助となっております。 以上です。
	11番 (平野敏彦君)	11番。 町が作成したおいらせ町こども計画を私はちょっと見させていただきました。年間を通して、子育てに一生懸命取り組んでいるというのが、乳幼児から1歳6か月、3歳児健診に取り組んでおりますけれども、私がなぜ5歳児かということを見ますと、入学前に5歳児の健診で発達障害とかそういうのが発見されることによって、入学前の健診で父兄がうろたえることがない。うろたえるといえあれですけれども、認識をして、大変だという形にならないためにも、私は早めにやっていくべきだと思って質問したわけですが、今現在、そうすると今年度中にそういう体制づくりをして、取組をするという考えはないということですか。
答弁	松林議長	子育て支援課長。
	子育て支援課長 (小向正樹君)	お答えいたします。 次の質問の回答にもあるんですが、町としては8年度からの実施を目指し、検討しているということでございます。 しかしながら、実施するためには、いろいろご協力いただかないといけないこともございますので、今まだはっきり実施できると断言はできません。 以上でございます。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	次の2点目に入らせていただきます。 健診は、地域保健センターなどで、原則無料で受けられるとあります。町の周知の方法、受診者の把握について伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長	お答えします。

質疑	(成田 隆君)	先ほど答弁したとおり、当町では5歳児健診は実施しておりませんけれども、発達障害等の早期発見のため、現在、発達相談事業と精神発達精密健康診査事業を独自で実施しており、3歳児健診以降の対象児について、発達確認と相談支援ができる体制をとっております。 なお、いずれの健診や相談も無料で受診することができます。 以上です。
	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	町独自で発達障害等についての相談支援をしているということで、それなりに先駆けて取り組んでいるのかなと思って、評価をしたいと思います。 この件については、いろいろな発達障害があると思いますけれども、入学前の5歳児の情報というのは、教育委員会とどのような形で連携をしているのか確認をしたいと思います。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 教育委員会、学校の動きを、まずご理解いただくために、その流れを、お話をいたします。 教育委員会では、10月に次の年の学級の所属を決めるための話し合いをしております。その10月までのうちに、保育園、幼稚園あるいはもう入学している小学生、中学生の状況について、各学校、幼稚園、保育園からデータをもらって、その挙がってきた子どもたちについては、心理士による知能検査、諸検査を行ったり、そして、そのデータの中には、役場からも一部もらえるということもあります。それから医師の診断もそのうちに7月、8月頃やります。 そういうデータを集めて、10月に七戸の養護学校とか、あるいは町の保健師さんたち、あるいは学校の特別支援学級等の担当者、これが一堂に会して、1人1人について、次の年、どこの学級に、つまり特別支援学級に所属するのか、通常学級に所属させるのか、あるいは県立の特別支援学校に入学するのか、こういう判定を行うことになります。その判定を基に、保護者と面談をして、保護者の理

答弁	松林議長 学務課長 (福田輝雄君)	解、了解が得られたらそういう方向に進む。つまり特別支援学級に所属するか、通常学級に所属するか、あるいは県立の様々な学校に入学させるか、そういう流れで1年間を進めておりますので、今話題になった5歳児健診等についてのデータも一部、私たちも使っていくことになるかと思っております。 以上です。 学務課長。 今の教育長のお話で、補足させていただきたいと思います。 今、教育長からは全体的なお話をさせていただきました。 具体的に子育て支援課で持っているデータ、保健師さんで持っているデータがどのような形で学校と連携されるかという部分になりますけれども、教育支援委員会という形で、その子どもたちの状況を判定する場があります。そのところに、担当保健師さんは委員として参画しているのがまず1つ。あと、その子どもたちの情報を、その年度の対象児童・生徒の把握というのは、毎年4月頃に調査をしておりますので、そのときに子育て支援課から情報をいただいて、対象児童を把握しているという形になっております。 以上です。 松林議長 11番 (平野敏彦君) 教育委員会はそれなりのスケジュールで対応しているということで、これはあくまでも入学に関わるいろいろな情報収集、そしてまた、親との連携をしているというのは分かりますけれども、私はその前の段階が非常に大事ではないかと思います。 町の子ども計画の中で、5歳児健診検査の検討という項目が34ページにあるんですけれども、その計画の中でこういう検査を検討するようたって、今年からこの冊子が生きるわけですね。今、これから検討ではなくて、これを作成するときにはもう検討するよということが、前年に計画されてあったと私は思うんですけれども、やはりこの辺が、ちょっと手後れ的な部分、取組不足もあるんじゃないかと。前の年にこの本を作成する原稿ができていたわけですから、今年からもう、じゃあ、こういう形で対応していきましょう。
-----------	-------------------------------------	--

答弁		ただ、さっきの答弁ですと、独自でやっているんだということもありますので、私は、これは、この評価の仕方を、表現の仕方を、一部手直しをすべきではなかったのかなと感じております。 それで、次の３点目に入らせていただきますけれども、こども家庭庁は２０２８年度までに全国１００％、この５歳児健診を目指すとなります。子どもの発達障害などの特性が早期に分かれれば、医療や福祉を含む地域での連携が可能となり、本人や家族の困り事を減らすことにつながることから、２０２７年、すなわち今年からですが、５歳児健診を実施してはどうかという考えがないか、もう１回伺います。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町総合計画における各年の実施計画におきまして、５歳児健診は令和８年度から実施する予定としております。 しかし、先ほども答弁したとおり、恒久的に職員業務量と事業費が増加することや、専門職の人員確保など、当町だけでは解決できない課題も多くあるため、準備には時間を要することが懸念されますが、各方面の関係機関と連携・協力をしながら、実施に向けた検討を行っていきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	今、町長が言うように、令和８年度から実施というのはお互いに認識していますけれども、今、一部独自でやっているものに、もっと手を加えてやることによって、これは可能ではないかなと私は思うんですけれども。例えば、この保健センターなどで実施している情報とか、そういうものを活用する。そして、その独自の取り組んでいるものの幅を広げる。そういう対応をする。教育委員会と連携していく。そういう取組の仕方というのがあると思うんですけれども、私の考え方がちょっと飛躍し過ぎているかどうか、確認したいと思います。

答弁	松林議長	子育て支援課長。
	子育て支援課長 (小向正樹君)	それでは、お答えいたします。 統合とか、手を加えてはどうかということでお話がありました。 その部分も含めて、全体的に町の業務量であったり、ほかの医師等、委託する部分であったりとか、そこも含めて全体として協議している状況でございます。検討している状況でございます。 よろしいでしょうか。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	あまり、100%理解はできませんけれども、次に入らせていただきます。 この、おいらせ町こども計画では、「5歳児健診」をどのように位置づけるのかということになれば、さっき言った34ページの取組の状況で、5歳児健康診査の検討とあって、「5歳児健診の実施を目指します。令和7年度から」とあります。これは目指さなくても令和8年度から義務的になるわけですから。 国の施策というのは、この中にはどういう形で、表現されていないんですけれども、追加か何かで補足するんですか、この計画。5歳児健診が、令和8年度から法的にも実施されます。対象者はこういう形でこうです。このこども計画では「実施します」と書いているけれども、具体的な内容は載っていないわけですから、これらの関連はどう表現するのか、確認したいと思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町こども計画における位置づけについては、5歳児健診の検討を掲げ、「心身の異常の早期発見、育児上問題となる事項と結果に応じた事後相談等、母子保健法に基づき、5歳児健診の実施を目指します」としております。 実施に向けて、検討、準備を進めるとともに、既存の事業を活用しながら、子どもの成長、発達を支援できるよう、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援に努めていきたいと考えております。

質疑	松林議長	以上です。 11番。 文言ではいいんですけども、この本との関連については、冊子との関連については、こういう形で補足していますよ、こういう機会にこういう周知をしますよということが盛られていないので、ここを確認したいと思います。
	11番 (平野敏彦君)	
答弁	松林議長	子育て支援課長。 それでは、お答えいたします。 計画との関連ということでございます。 計画には検討ということで載せております。実際行うとなれば、5歳児健診対象者の保護者に通知することになります。 以上でございます。
	子育て支援課長 (小向正樹君)	
質疑	松林議長	11番。 当面は保護者に通知でいいと思うんですけども、5歳児は次々と生まれてくるわけですから、やはりそういう子どもの発達障害などの特性について、早期に発見することによって、親の不安も解消するし、そして、また、それを取り巻く方々の理解等というのも高まると思うんですよ。そういうのが対象者のみならず、今後の5歳以下の子どもたちを持つ父兄とか、それから地域の人にも広く周知すべきだと私はと思いますが、取組する考えはありますか。
	11番 (平野敏彦君)	
答弁	松林議長	子育て支援課長。 それでは、お答えいたします。 町としても、5歳児健診は国でも推進しておりますので、ただ、まだ必ずやるという義務事項ではございません。八戸圏域管内でも、ほかの新郷村さんが以前から、昭和時代から実施しているということで聞いておりますが、ほかの市町村は八戸管内でも実施していない状況でございます。
	子育て支援課長 (小向正樹君)	

質疑	松林議長	実際行う際には周知等徹底していきたいと考えております。 以上です。
	11番 (平野敏彦君)	11番。 私は、こういう取組は後追いではなくて、まずはおいらせ町が先頭を切って取り組んでいるという、マスコミでもどこでも訴えるような行政の取組をぜひ期待をしたいと思います。 それでは、次、3点目に入らせていただきます。 町職員のカスタマーハラスメント対策についてであります。 カスタマーハラスメント、カスハラですが、社会問題化する中、自治体でも多くの職員が暴言から交流サイトで中傷に悩まされている。公僕を意識する住民が高圧的な態度をとるケースが多いと報道にあります。当町の実態についてお伺いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 近年、民間企業はもとより、自治体など公務サービスの場でも過剰なクレームや要求、嫌がらせの事例が目立つようになり、いわゆるカスタマーハラスメント対策へ取り組む企業や自治体が増えてきてきております。 当町においても、実際にカスタマーハラスメントに該当すると思われる事例が見受けられていることから、現在、対策に向けた取組を進めているところであります。 ご質問の当町の実態であります。対策を検討するため、先月、職員を対象にカスタマーハラスメントに関するアンケート調査を実施しており、その結果によりますと、大声で威圧するなどの乱暴な言動や同じ内容を繰り返すクレーム、行政手続に係る不当な要求などの事案が確認されております。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番	ありがとうございます。

答 弁	(平野敏彦君)	町長の答弁でいきますと、3番のアンケート調査、もう既に実施をして対応しているということで、なるほどと思いました。 これまで決算の主要施策の成果等で見ますと、職員の中途退職者が昨年までは結構多かったなど。理由を聞いたら、一身上の都合だという答弁でしたけれども、この中には、ハラスメント、カスハラで心を痛めて退職したとか、そういう思い当たる職員が1人でもいなかったのか、確認したいと思います。
	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 以前、議会で質問されたときも答弁申し上げておりますが、職員が辞める際の理由は、こちらで問うことはできませんので、議員が質問した関連につきましても、知る由はなしということでご理解願います。
	松林議長	1 1 番。
質 疑	1 1 番 (平野敏彦君)	総務課長は、今の答弁でまず当たらず触らずで言っているかもしれないですが、課長たちの中で、職員の「いや、大変だ」という声を1人でも聞いていないのか。 町長がアンケートを実施したら、いろいろな事例が発見されて、今、検討しているということを言われていますけれども、本当に職員の中で、そういう問題を抱えているのが1人もいないのかということになれば、検討する余地がないのではないのか。 やはり、この職員の、特に新採用、採用3年以内の方がほとんど窓口配置になっているんですよ。電話も一番先にその人が出る。この対応の仕方というのは、自分の名前、誰々ですと相手が答える、質問する、分かるはずがないんですよ。だから、そこからしてもストレスが、若い職員、3年以内の職員というのはたまるのではないですか。「これこれこれについて、どうなっていますか」と、こう聞かれたって、入ったばかりとかで、そういう人方が答弁できるわけがないですよ。やはりその対応の仕方を職場内でもっと検討すべきではないですか。 私は、何だったら一番最初に課長が電話に出るべきだと思うんで

答 弁		すよ。課長が一番に出て、担当に振っていけばスムーズにいくと思うんですけども。課長がずっと後ろにいて、黙ってこっちを見ているような状況が結構あるなど、そう言っている町民がいるんですよ。一番奥にいる人が出てきて話をすれば、一番簡単に済むのに、ずっと奥にいて困ってから来ると。そう対応して、実際に途中で辞めている職員も中にはあったのではないかと私は思うんですよ、町長。 このシステムを、1人、ひとつ、流れを変える体制づくりを検討すべきだと思うんです。検討してほしいと思います。
	松林議長	事務方の副町長、答弁してください。
	副町長 (小向仁生君)	議長のご指名でありますので、私から答弁させていただきます。 確かに、公務員としてのベテランという域に達する補佐、課長が一番先にそういう対応をとるのが理想的と思われます。 それは、町民からの目線でそう見えるのであって、やはり内部とすれば、一からやはり1つ1つ勉強を積み上げて、そして、主査、主任主査というレベルでもって上がっていった、最終的には課長までということの積み重ねが大事なんだろうなと思います。 ただ、先ほど平野議員言うように、確かに初任者であれば、そういう町民からの声があると、おどおどするというのは、それは私も確認はしておりますし、私も初任者のときにはそういうことで、うろたえたという記憶がよみがえっておりますけれども、ただ、それは勉強をやはりしていかなければいけない。そういう意味では、隣の職員からアドバイスを受ける。最終的には課長に相談をして、課長に電話をつないで、そして、適切な対応をしてもらうということがやはり公務員としての教育であろうかと思います。 以上です。
質 疑	松林議長	1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	それでは、次、2番に入させていただきます。 カスハラが起きる可能性のある部署、通話内容を録音できる装置を設置する考えはないか伺いいたします。

答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 議員のご質問にありますように、カスタマーハラスメント対策として、電話機に通話録音機能を備えつける企業や自治体が増えてきているようであります。 当町では、カスタマーハラスメント対策の取組を始めたばかりであり、今年度中に職場アンケート結果を踏まえて、対応策をまとめる予定としておりますので、その中で、現行電話機での通話録音機能の追加可否も含めて検討していく考えでおります。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	これからいろいろアンケートを基に調査、検討をする。そして、また、必要であれば対応をしていくんだという町長の考え方で、ありがとうございました。 3点目については、先ほど町長が答弁しましたので、これについては割愛をさせていただきます。 以上で私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。
	松林議長	これで、11番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。 ここで、お昼のため13時30分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時47分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1時27分)
	松林議長	引き続き一般質問を行います。 3席12番、檜山忠議員の一般質問を許します。 12番。

質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	午後が一番、頑張ります。 それでは、1 2 番、檜山です。 議長のお許しを得て、一般質問をいたします。一問一答方式でお願いいたします。 気候は新緑から青葉の季節へと変わろうとしています。田植えも一段落し、田んぼは緑の一色となりました。実りの秋には豊作であってほしいと願うものです。今の米問題が解決し、よい方向で落ち着いてほしいと願うものであります。 それでは、早速ですが、質問に入ります。真摯なるご答弁、よろしくお願いします。 質問事項の1ですけれども、町指定記念樹の管理について、次のことを問います。 アとして、町には百石地区根岸の日本一の大樹、「大銀杏」がありますが、そのほかに町指定の記念樹は何か所ありますか。また、その中に県、国が指定する樹木はありませんか。
	松林議長	教育長。
答弁	教育長 (松林義一君)	3 席 1 2 番、檜山忠議員のご質問にお答えいたします。 町内では、現在、1 3 本の樹木が町指定の天然記念物として登録されております。 その中で、国・県指定の天然記念物はございません。 以上で答弁を終わります。
	松林議長	1 2 番。
質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	分かりました。 1 3 本ですか。大体各町内に1 本ぐらいの割であるような感じに思いますけれども、意外とあるのはあるんですね。 県・国指定のそれはなかったということですが、ところで再質問ですが、今現在の町指定樹木の平均寿命は何年ぐらいになっていますか。
	松林議長	社会教育・体育課長。

答弁	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、お答えします。 今、ご質問で、平均寿命ということでご質問がございました。 平均寿命につきましては、年輪とかそういったものから調べるのが確実なのですが、推定ということで、下田町の文化財という冊子に推定樹齢が載っていましたので、そちらでお答えしたいと思います。 この冊子は平成6年に刊行されております。その冊子によりますと、町指定樹木の推定樹齢は、約300年から500年という、そのぐらいになっております。それぞれ300年から500年まで、それぞれ何ぼかずつありまして、大体その調べたときから30年ぐらいが経過しておりますので、足すと、推定樹齢330年から530年ぐらいかなと思っております。 以上です。
	松林議長	12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	分かりました。 300年から500年の間に大銀杏も入っているのかな。どうなのでしょう。
	松林議長	社会教育・体育課長。
答弁	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	これは大銀杏以外の町指定記念樹の樹齢になりますので、大銀杏はまた別になります。 以上です。
	松林議長	12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	分かりました。 大銀杏を除いて、500年もの樹齢の木があるということは、すばらしいことだと思います。 これはもう我々が今度は延命に取り組みたいものであります。 次の質問ですけれども、イとして、指定樹木の管理はどのようにしていますか。 例えば、指定樹木を表示する墓標というんですか、表示のくいが

答弁	松林議長	朽ち果て、倒れている場合、誰が管理整備することになりますか。
	教育長 (松林義一君)	教育長。 お答えをいたします。 指定樹木の管理は、基本的に樹木の所有者が行っていますが、町内会が管理者として管理を担っている樹木も存在します。 なお、指定樹木の標識や看板が腐敗などで倒れた場合は、町が修繕を行い、維持管理に努めております。 以上であります。
質疑	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	分かりました。 その樹木の管理料は、その町内に5,000円ぐらいかな。年5,000円ぐらいで出ている、それは私が町内会長をやっているときには把握しましたけれども、ただ、墓標が朽ち果てて倒れているという、それらについてはどうなんですか。点検に回って歩いているんですかね。そこら辺がちょっと気になるところであります。 例えば、間木のケヤキの木の墓標が、それが倒れていたから、私はこれをあえて質問しているんですけども、そこら辺があるもので。 次の質問に移ります。 ウとして、根岸の大銀杏は昔から知名度が高いが、それ以外の指定樹木を町の観光資源として活用する考えはありませんか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	町の観光資源ということですので、私から答弁させていただきます。 町が文化財として指定した樹木は、町にとって貴重な文化的遺産でありますので、適切に保護し、後世に継承していくことが重要であると認識はしております。 文化財の将来に向けての考え方・方針として、観光資源としては活用せず、見学などの要望に対応するなど、文化財としての歴史的

質疑	松林議長	な価値を守っていくための活動を今後も継続していきたいと考えております。 以上です。
	12番 (檜山 忠君)	12番。 分かりました。 あくまでも私は観光資源にあれしていますけれども、町はどっちかという観光資源が乏しいほうなんですね。活用することを考えていただければと考えています。 それでは、次の質問で、1として、白鳥の家、監視小屋を来年4月から指定管理者制度を導入したいとのことですが、監視小屋の男子トイレ大便器がいまだ和式のままであり、観察に訪れる男子児童生徒が困惑しているのを時々見かけ、監視員の機転で女子トイレの洋式便器を利用させていると聞くが、制度導入前に洋式便器に変える考えはありませんか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 議員ご指摘のとおり、白鳥保護監視所の男女のトイレには、和式の便器しかありませんので、利用者にはご不便をおかけすることもあるかと思います。 ただし、誰でも利用できる多目的トイレには洋式便器が設置されていること、洋式便器のある白鳥の家に近接していること、白鳥が飛来する冬期間の利用が主であることなどから、現在のところは洋式便器への改修は計画しておりません。 なお、観光客を迎え入れるために施設を整備することは重要なことでありますので、今後、観光客が増加し、より一層需要が高まれば、洋式便器に改修したいと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	12番。
	12番	早めにやっていただきたい。というのは、あそこはウオーキング

答弁	(檜山 忠君)	で結構な人数の人たちが男女問わず、それからお年寄りの人たちがウォーキングをしていますので、そうすると、上に上がってトイレに使ってくださいとか、それから、また駐車場の大きいほうのトイレに使ってくださいとかというわけにもいかない。やはり、用を足したいときにすぐそばにあるものを使いたいと思うので、何とかそこら辺を考えて、せつかくいい環境になっているので、検討していただきたいと、そう思います。 分かりました。 これは女子トイレもだそうですね。女子には入れないもので、男子トイレばかり考えていましたけれども。その女子トイレ側に肢体不自由者用のトイレがあって、洋式になっているんですよね。それを利用させているみたいです。 ということで、これからも売り出していかなければならないところだと思いますので、早めに導入をお願いしたいと思います。 それでは、次の質問です。 3 個目のあれですけども、町内在住の外国人に対する災害対策についてであります。三陸沖、千島列島沖等、巨大地震発生の確率が 80 % 台と予想されています。町民への防災教育は必要不可欠なことでありますが、町内には多くの外国人が居住しています。その方々への防災教育等の対応はどのようなになっていますか。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町内には、本年 4 月末時点で、369 人の外国人が住民登録をしておりますが、多くが外国人労働者であり、防災教育は事業主が対応することが基本となります。 なお、外国人の転入の際、日本語に対応できる、または日本語のできる方の同伴、同居者や世話人がいる場合が大半ですので、日本語である程度の説明をした上で、防災安全マップを配布しております。 ただし、全く日本語ができない転入外国人の方に対しては、翻訳ソフトなどにより手続をするため、そこまでの対応はし切れていないのが実情であります。 また、翻訳機能のある防災マップは、町ホームページでほかのサ

質疑		イトをリンク照会し、避難所までの誘導標式は英語、避難所の受付票は英語をはじめ、6か国語に対応しております。 以上です。
	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	分かりました。 結構それなりにやっているんですね。 働いている人ということは、農業従事者も入っているのではないかなと思いますけれども、であれば、安心なのは安心だと思いますが、できたら、外国人対応の防災マップ、町民に配っている防災マップのような、そういうものも発行するようにしたら、ずっと残るそれにもなるだろうなと思いますので、よろしくお願いします。 分かりました。 それでは、次の質問です。 4として、町内公共施設の解体についてですが、1として、町内の公共施設解体について、次のことを問います。 アとして、町内の公共施設で、今後解体しなければならない主だった物件と、それに要する予算額と財源をどのように考えていますか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 解体することが決まっている主な物件は、来年度実施予定の木ノ下中学校の講堂で、工事費は約8,000万円、その財源として国庫支出金3分の1、残額は一般財源を予定しています。 また、実施時期が未定なものでは、旧深沢地区生活会館で、工事費約1,000万円、地方債90%、残額は一般財源を見込んでおります。 以上です。
	松林議長	12番。
質疑	12番	この2件だけですか。

答弁	(檜山 忠君)	あとは、中央公民館とか、そういうのは将来として考えているということなんでしょうか。 中央公民館は、解体のそれには入っていないということなんですかね。
	松林議長	社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、お答えします。 中央公民館につきましては、過去に調査等行って、調査の結果、躯体はまず安定、まだ大丈夫だということで、今後も修繕を行いながら使用していくということになっております。 めどとしてですけれども、新庁舎建設ぐらいまでは、現在の状態で修繕を行いながら使っていこうということで考えておりまして、その後、解体する、解体しないというのは、まだ未定ということになっております。 以上です。
	松林議長	1 2 番。
質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	この話をしたのは、総務省は、公共施設解体の負担軽減として、交付税で支援する制度を考えていることが、新聞報道、つい最近されましたが、町はその内容をどのように把握していますか。また、それを活用する考えはありませんか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 これまでの公共施設の解体費用の財源は、地方債を90%充当してきましたが、交付税措置はありませんでした。 令和7年度の改正で拡充されましたのは、公共施設の集約化・複合化に伴う施設の解体費用について、地方債の充当率90%は変更ありませんが、その元利償還金の30%から50%を交付税措置するという内容になっていますので、活用していきたいと考えております。 以上です。

質疑	松林議長	1 2 番。
	1 2 番 (檜山 忠君)	分かりました。 できるだけ活用して財政に負担がかからないようにしていただきたいものと思います。 それでは次の質問です。 5 として、井戸水の分析管理についてですが、町内北部の自家用井戸水の分析結果から次のことを問います。 先般、3 月議会において、沢尾議員の一般質問の中での答弁として、井水利用者の戸数は数件と話していましたが、再度確認します。 アとして、町内北部で井戸水を利用している戸数は何軒ありますか。また、自家用浄化槽設置戸数は何軒ですか。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 井戸水を利用している戸数と自家用浄化槽設置戸数につきましては、既存の資料がなく把握できませんが、近い数字としては、県の検査機関への浄化槽検査依頼数として、木ノ下小学校区で 1, 8 8 6 件となっております。 以上です。
	松林議長	1 2 番。
質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	千八百何件ですね。 恐らく考えるには、そういう浄化槽をやっているところは、井戸水のはずだと思います。想像ですけれども、そう思われるので、相当数の井戸水利用者があるのではないかなと、そう考えております。 分かりました。相当数の方々が利用していることが分かりました。 そこで、次の質問です。 イとして、井戸水の分析は、利用者が行うものとは考えますが、昨秋、一利用者が分析した結果、有害物質が検出され、分析業者の話では、今は、健康被害はないが、原因は現在使用されていない過去に使用された農薬等が、長い年月の間に大地に浸透した結果で
	松林議長	

答弁	松林議長	あり、除去することは無理であると話していたとのことです。 町として、町民の健康を守るため、一度分析し、対策を検討する考えはありませんか。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 議員のご認識のとおり、井戸水は水道法が適用されないため、利用者の自己責任で利用することとなっております。 このため、現在、町として検査を分析、対策検討を行うことは考えておりません。 なお、個別での検査等について相談がある場合は、町民課分室へご連絡いただければ、県などの関係機関へ案内したいと思っております。 以上です。
	松林議長	1 2 番。
質疑	1 2 番 (檜山 忠君)	分かりました。 業者の今の分析、有害物質のそれは、硝酸に関することのようにあります、項目でですね。 それでは、また再質問になりますけれども、やはり今ある分析結果に基づいて業者に確認することと、今後、業者に調査を依頼して、別件の井戸水を分析し、やはり安全の確認をしてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。
	松林議長	町民課長。
答弁	町民課長 (佐藤啓二君)	今のご質問ですけれども、今ある結果を踏まえて、別件の井戸を検査して、安全に利用するようにできないかというご質問と受け止めて答弁いたします。 繰り返しになりますけれども、井戸水につきましては、自己責任での利用になります。なので、町が主体的に再検査するということにはなりませんけれども、ご相談いただければ、県庁はじめ、検査機関とも相談しながら、どういった方法で乗り越えていけばいいの

質疑	松林議長	かというのを一緒に、伴走しながら考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
	12番 (檜山 忠君)	12番。 同じ答弁になると思いますけれども、参考までに再質問です。 豊原地区北部の公共下水道未整備地域に、公共下水道を整備することは可能でしょうか。 また、整備するには、工事費はいくらぐらい想定していますか。前に1回試算が出たことがあったような気がしますけれども、もう一度教えていただけますか。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 ただいまご指摘がありましたように、北部地区への下水道整備に関しては、過去に調査をしまして、平成28年の議会議員全員協議会で報告したとの記録が残っておりますので、そちらを基に答弁いたします。 向山から北部地区へ下水道管を延長しまして、公共下水道区域を拡大した場合、想定の新設費は約80億円、さらに年間7,000万円の維持管理費の増加が見込まれるとのことでございます。 当時から現在までの物価上昇を考えますと、これ以上の膨大な事業費がかかるものと想定されます。 以上です。
質疑	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	分かりました。 80億円からかかるということは、資金が必要となれば、一長一短では整備することは困難と思われます。 そのことから、再質問させていただきますが、井戸水利用者に分析代金の補助制度を設けて、分析を積極的に徹底させるということを検討、考えられないものですか。

答弁	松林議長	町民課長。
	町民課長 (佐藤啓二君)	井戸水利用者に町から補助金を出して、徹底させる考えはないか とのご質問と受け止めまして答弁いたします。 繰り返しになりますけれども、まず、利用は自己責任となっており ますので、補助金をどのくらい用意すればいいのか、それから、 まずちゃんと検査はしていただいようにお伝えすることも含 めて、総合的にこういった形で井戸水利用者に対して、安全に使っ ていただければいいかというのを今後研究してまいりますので、引 き続き、よろしくお願いします。
質疑	松林議長	12番。
	12番 (檜山 忠君)	やはり安全が、私は公共下水道が通っていないということは、そ の人たちにとっては、安全が保たれていないような気がするんです よね。そういう条件下にあるのであれば、少なくとも井戸水を積極 的に検査してもらって、安心安全を保ちなさいよというようなこと で、いくらかでもいいから補助制度を出してあげて、数多くの井戸 水利用者に率先してやってもらうような、それを検討していただき たい、そのように思いますので、まずは、よろしくお願いします。 それでは、次の最後の質問となりますが、次の質問に入ります。 6番目になりますけれども、合併20周年記念事業についてであ りますが、来年2026年は合併20周年となります。町の活気を 創出するために記念事業を計画実行すべきと考えますが、その計画 はありませんか。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 議員ご質問にあるように、来年3月1日は、おいらせ町が誕生し てちょうど20年目となりますので、来年はいわゆる合併20周年 の節目の年になります。 ご質問の記念行事の計画について、実施時期や内容など具体的 なものは未定でありますけれども、来年の春以降に記念式典を実施 する方向で考えているところでもあります。

質疑	松林議長	以上です。 12番。
	12番 (檜山 忠君)	分かりました。ありがとうございます。 まず、考えて、町の活性化を何かの形でいいですから、活性化させていくということをやっていきたいものと思いますので、よろしくお願いします。 以上で、私の全質問を終わります。真摯なるご答弁ありがとうございました。
	松林議長	これで、12番、檜山忠議員の一般質問を終わります。 14番、やりますか。 暫時休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。 (休憩 午後 1時58分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 2時13分)
質疑	松林議長	引き続き、一般質問を行います。 4席14番、西館芳信議員の一般質問を許します。 14番。
	14番 (西館芳信君)	4席14番、西館です。 先ほどは、いつものことですが、一般質問に臨む極度の緊張ゆえに、手ぐすね引いて待っている職員の皆さんに迷惑をかけたことをおわびいたします。 それでは、質問に入ります。 今、マスコミを一番にぎわせている話題として、やはり備蓄米、米価というのがございます。 どうも日本中に米が行き渡っていないようで、毎週毎週、米が右肩上がりで高くなっていくということで、政府が備蓄米の放出、たしか14万トンちょっとを決めたのが3月以前で、農協がそれを9

		4%ぐらい入札しましたよというのが、3月20日頃報じられたように記憶しております。
		少しでも米価が下がるのかなと思ったら、全く下がらないと。今でこそ2回目の放出があつて、40万トンから50万トンの間を農協が入札して、それをちまたに放出したのが大体50%近くということになっておりますが、当初から小泉進次郎さんが新しい農相として出るまで2か月半ぐらいあつたはずですけども、放出量はわずか7%と言われていました。この間どんどん生活必需品、日用品、上がって、1,900品目の物価が上がったと報じられました。米だけ出なくて、それと同時に物が上がったと。これはひどいなと。私は新聞、あるいはネットを見ても、このことによって、国とか農水省は批判されるけれども、JAそのものについて、何の言及もないんだと。 私が勉強不足ですので、その辺、何ぼ探しても分からないんだけど、もし今日ここに臨んでいる方々、「いや、西館、実はこういうことなんだよ」ということで教えていただければありがたいと、1つは思います。 それから、米が高騰することによって、今まで国の減反政策を忠実に守ってきた農家の人たちでも、「いや、これほど米が高くなってきたんだったら、おら、またやりたいな」という人が散見されます。どうしてやろうかなということで、やりたいんだけど、圃場に行けば、田んぼはもうかつてのような整然としたものではなくて、ヒューム管が壊れて、環境施設、つまり用水、排水、そういうのが塞がったりして、もうとても私だけやりたいと思ってもどうにもならないと。これ、団地でもって、ある程度の人間がやらなければならないから、そのためにはどうしたらいいだろう。せめてこう設備を何とか改善してほしいということで、土地改良区なんか申し立てる書類を書いてもらえないとか、そういう業務上の相談もありますけれども、しかし、確かにそうすると、今まで畑地化、これによって、これが順当に進んで、なおかつそれなりの利益を得ている人たちもある。しかも、5年という年限を設けられて、今、減反政策がストップしたら、すごく混乱するなど。私たちは直接の関係者ではないんだけど、皆さん、特に農水課長、これから苦労するばかりだなと思っております。

答弁		そうなのでもやはり行政としては、農家の皆さんにいち早い情報提供、そして、真摯に臨む態度というのを見せて、引っ張って行って、それなりの課題を解決してやっていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 さて、一般質問に入ります。本題に入ります。 今回は2点、防災面と交通安全面で、町民の方から「こういうことがあるから、西館議員、質問してもらえないでしょうか」ということでもって、2点挙げました。 まず、第1点目。町内・奥入瀬川下流域の防波堤のかさ上げについてということで、かつて、県が防波堤のかさ上げを堀切川地区住民に明らかにしながら、いまだに未実施の箇所がある。これに関する町と県の認識及び事業可否見込みについてお尋ねしたいということで、まず（1）が、県がかさ上げを明らかにした事実、つまり、その時期、場所、対象かさ上げ箇所などの概要について、町は把握しているか。 私の質問は、ちょっと具体性に欠けるのかもしれませんが、でも、かさ上げ云々という時期についてはある程度特定もできますので、このことでもって、大変恐縮な面もありますけれども、この事実を町側は把握しているかどうか、まず、（1）、お願いいたします。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	4席14番、西館芳信議員のご質問にお答えします。 県が地震高潮対策として、堤防のかさ上げと補強を行うことの計画を決定した時期は、平成24年度で、事業区間は百石漁港付近から、堀切川地区の墓地付近までとなっております。 堤防のかさ上げ区間は、百石漁港付近から水管橋付近までであり、残りの区間は堤防の補強のみを行う計画となっております。 平成25年度には、地元説明会を開催しておりますので、町でも事業の概要は把握しております。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番	今、結論が、事業の概要は把握しておりますということで、私は事

答弁	(西館芳信君)	業一般そのものを言っているのではないんです。かさ上げするということで、住民の皆さんと半ば約束したという事実。 これは、今、平成24年だか22年とおっしゃいましたが、2012年、ちょうど3.11東日本大震災の1年後ですけれども、その町民の方がおっしゃるには、県から3人来たんだと。町からも2人出席していましたよと。県からの3人は十和田の県民局ではないかと。そして、そのほかに住民が40人から50人。今の川口コミュニティセンター、あそこで会議を持ったんだと。その説明会は、漁協から堀切川の西端まで、1キロメートルをかさ上げしますと。これは決定事項としてやりますよということで、その場で言ったんだということです。それがいまだに実現していないではないかというのが、今日の趣旨なわけですが、そのことに対して、県でそういったことをはっきり把握しているよと、あるいはしていないよということで、そこで絞ってお願いします。
	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 町では、西館議員おっしゃるような説明会があったことも把握しておりまして、もちろん職員も参加していたということもあり、記録等まとめてあります。 その記録では、平成26年2月で、みなく館において、その説明会を行ったと。内容としましては、対策する津波の前提といいますか、その高さだとか、堤防のかさ上げだとか、どこからどこまで改良を行いますよといったような範囲について説明をしたと。 次に、川口コミュニティセンターで行った説明会というのは、平成27年12月に行われまして、このときは、地権者を対象に工事の実施計画について説明をしたといったようなことでございます。 当然ながら、平成27年12月の川口コミュニティセンターの段階では、もう当然決定事項として説明を行ったものとして、当時の状況から、そのように当方としては把握してございます。 以上です。
	松林議長	14番。

質疑	14番 (西館芳信君)	いや、私、ちょっと漏らしているのかもしれないけれども、県でこうして、ここをやるんだよという、全体のかさ上げとか、そういう今までの事業ということでは、承知、何も住民の方々の総意ではなかったと思うんだけど、その1点。 つまり、その1点というのは、全体でやったんだけど、漁港の部分がずっとあってきて、西にぐっと曲がって入る地点。つまり、今、青い水管橋が通っていますよね。あの水管橋から開運橋のちょうど麓というか、根元というか、そこまで約200メートルあります。その地点がはっきりと、私の目測からいえば50から1メートルぐらい低いのかなと。そして、なおかつ、その開運橋からずっと堀切川地区の西端まで800メートルあります。ですから、両方合わせて1キロメートル。ここはちょっと低いなど。その対岸、つまり南の八戸、市川地区を見て、高さはどうなんだろうとこう見ても、なるほど低いのかなと思って、じゃあ、向こうから見たらどうなんだということで、向こうに回ってみました。それで見たら、高いところになっているから、ずっと低いとか高いとかなくて、私の目測ではちょっと判断できませんでした。 だから、全体の事業云々ということではなくて、そういう県の人たちが、川口地区の住民の皆さんにこうして、決定事項としてやりますよということで、その町民の方はおっしゃっていましたので、その事実です。そこをお願いします。
答弁	松林議長 地域整備課長 (岡本啓一君)	地域整備課長。 答弁としっかりかみ合うかどうか分かりませんが、お答えいたします。 説明会があった当時の資料から見ても、町長が答弁したとおり、堤防のかさ上げは、当初から漁港側から水管橋の区間まで、このときは、1.5メートルのかさ上げを行いますと。水管橋から西側につきましては、より海に近い部分ですとこの上の部分、このコンクリートで覆う補強と、あるいは陸側の堤防の補強を行うと。さらに西側になると、この上のコンクリートの工事は行わないで、内側の補強のみといったような、当初からそのような計画と、手元の資料ではなっております。 また、前提としまして、津波の前提なんですけれども、よく言うこ

質疑		のL1津波といいまして、ハードで対策すべき津波の規模をこのL1津波を想定して、計算して、このたびの事業を計画しているとのことでしたから、この津波の性質からいって、津波が衝突する海側の堤防が、一番が高くなるのは自然なのかなと。川を遡上するに従って、その津波は勢いが減衰していきますから、当然津波の高さもどんどん減衰していきますので、それに合わせた工事内容かなと承知しております。 以上です。
	松林議長	14番。
答弁	14番 (西館芳信君)	何となく私はちょっとピンと来ないんだけど、制度設計上のそれに従ってやったんだということです。 でも、こちらの水管橋も含めて、3.11のときは40センチぐらい水がもうはみ出たのを、現地の人たちは確認しているということですし、なおかつ、今、L1という話も出ましたけれども、こうして、L1、L2ということで、県が最大のものを予測して、災害警戒区域ということで、あの地区を指定していると。 じゃあ、L1、L2か、L2の最大のやつは、あそこで何メートルにしていますか。今、ちょっと私も進み過ぎていて、もし(2)に入っているのかもしれないけれども、よろしくお願いします。
	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 このL2津波の、津波の推定の高さは、手元の資料には、私、持ち合わせておりませんが、L2津波は、避難を前提としてありますので、今回、堤防のかさ上げを行ったのは、比較的発生頻度が高い津波としてL1津波を想定しているということでしたので、L2の津波の高さと、今回の津波のかさ上げの高さとは、当然ながら合っていないとなります。 以上です。
	松林議長	14番。

質疑	1 4 番 (西館芳信君)	効用とかそういういろいろなものを考えれば、一緒になくてもいいんだという答弁については、分かりました。 ちょっと急ぎ過ぎて、もう(2)に入っているのかもしれませんが、(2)番は、いまだかさ上げになっていない理由と今後の実現の可能性はと。町と県の対応方針を明示し、お答え願いたいということで、これはもうこういうことを把握していないからということで、答えは必然的なものになるかと思いますが、お願いします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 先ほど答弁しました計画どおり、堤防のかさ上げ及び補強工事は実施され、令和3年度に事業は完了しておりますので、今後新たなかさ上げの計画はないという県の見解であります。 以上です。
	松林議長	1 4 番。
質疑	1 4 番 (西館芳信君)	新たなかさ上げはないという県の方針に、町も従うということで、県の事業ですので、これは致し方ないことかと思えます。 しかしながら、先ほど言ったようにL2ということで数字を出してきて、ハザードマップもつくりました。そして、災害関係の防災の法令上で、沿岸部全て、津波災害区域ということで、あそこだけでなく、二川目の端からずっと海岸が指定されました。そういうさなかでもって、目測でもって、はっきりと低くなっていると。そういう部分があって、その上がかつてL2と規定していなかった2011年の東日本でも40センチぐらい漏れて、明神川の下漁協の船も何十隻と流されたわけですから、これの対応はあってもしかるべきでないかと、私は思います。 どうぞ、今後いろいろなことでもって防災については、いろいろな方針等、変わるし、また財政的にいつ恵まれる日があるかもしれないということで。「町はどうしたんだ」という私の質問の趣旨ではありません。事実がこうなんだと、そして、低いことは一目瞭然だし、これからまた町でできることがあったら、ぜひお願いしたいと

答弁		ということにとどめたいと思います。 それでは、大きい2番に入ります。 甲洋小学校地区の自転車の歩道通行に関する標識の設置についてということです。 懸案の甲洋小学校地区通学道路の歩道拡幅事業が一段落したようであるが、これと同時に、自転車通学児童の歩道通行について、地区住民に戸惑いが生じているという。 このことについて、教育委員会、町にお尋ねしたいということで、まず、一番最初に(1)として、この国道338号に係る県の歩道拡幅事業の名称は何だったのかなと。 そして、ここは私のプリントミスで、「区間」と書いてありますけれども、「工事の期間」、期間はいつからいつまでですか。多分25年以上だとは思いますが、その期間。 そして、この施行区間。区間はどこからどこまでですかと。 それから、供用開始の時期はいつだったかなということで、まずこのことについてお願いいたします。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 事業の名称は、「国道338号交通安全施設等整備事業」となります。 施工区間は、1期工区が、甲洋小学校付近から、NTT東日本二川目電話交換所付近までの区間。2期工区が、NTT東日本二川目電話交換所付近から三沢市境までの区間となります。 供用の時期は、事業完了年度となりますが、1期工区が平成23年度、2期工区は現在事業実施中であり、完了時期は、現時点で令和9年度と聞いております。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	平成23年から始まったということであれば、10年プラス7年、十七、八年。把握の仕方が、私は何か違うのかなと思います。二川目、一川目地区ですので、いつも生活しながら、長いなということ

	で、このことに一番尽力してくれました、二川目選出の吉村敏文議員、26年と話していました。私も大体そんな見解ですけれども、特にそれはそれでいいと思います。 さて、そうして、今、1件だけまだやり残しているところがありますけれども、そこが完成すれば、もう全体的に完成して、長い年月をかけて、県、そして町が尽力した結果だなと。 あれは単に歩道だけではないですよ。歩道をやることによって、その上下にある下水道なんかの調整もしなければならなかったということで、目に見えない、いろいろな町の苦労があったんではないかなということで、大変ご苦労さまでしたということを言いたいです。 ただ、完成したということによって立派な歩道ができた。なおかつ、今、世の中は四、五年前から自転車の通行マナーが非常に悪いということで、1年ちょうど前に道交法の改正がありまして、今まで赤切符でもって処理していたものを今度は青切符で処理しようと。赤切符で処理するというのは、結局、刑事罰としてそれを処理していくということで、よっぽど悪質なものでなければ、原則としてやれないような感じでずっと来たと。ところが、やってしまうと、刑事罰ですから前科ですよ、前科。14歳未満の人たちは刑事罰の対象にならないと。14歳は含まないから、14歳、15歳、この人たちはどうなるんだ。そして、今度は青切符で処理する人たちは16歳以上で、2026年の4月1日から、行政指導でもって、青切符でもって、反則切符でもって処理すると。そうするとやりやすいからどんどんそれをやっていくようになると。 それはいいんだけど、じゃあ、14、15歳の人たちはどうなるのかなという、私なりの解消できない懸念もあるんだけど、それはそれ、別として、じゃあ、そうして、青切符でどんどん処理するようになるかもしれないと。 そうした中で、じゃあ、これを例えば、甲洋小学校まで、あるいは百石中学校まで通う子どもたちが、本来は車道を左側通行していかなければならないという原則があると。それにかかわらず、歩道を通ったらペナルティが来るんじゃないかという父兄の心配があるわけです。 それに関して、(2)としまして、歩道の自転車通行は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が科される恐れがあることを危惧し
--	--

答弁		ている地区住民がいますよと。この実情を町は把握していますかということ、まずお願いいたします。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 そのような地区住民がいるということは、今回の質問までは把握しておりませんでした。 以上で答弁を終わります。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	じゃあ、その実情を把握していないという答弁ですけども、今まで仮にそれがそんなになかったのかもしれないと。今、子どもが全面的にできて、そういう懸念が生まれつつあると、これは、私は事実だと思います。 このことを、こういうのがなぜあるのかといいますと、(3)にいきますけれども、(2)の憂いの要因は、自転車通行可の標識設置が、一川目1丁目以北から、ちょうど私のうちのところです。南には、「ここは自転車通行可ですよ」ということで、中学校まで可能ならしめる補助標識が設置されておりますが、私のうちから三沢市の境まで、この標識が1つもないということ。だから、さっき、わざわざ施工期間は何年でしたかということ聞いたわけです。 ずっと長い間、そちらでは17年、私たちの感覚では二十六、七年、そういう状態が続いていたのかなということ。ともかくその補助標識がないということについて、これは、町側はどう考えているか。その事実がそうだよ、いや、違うんだよ、こういうことでもってないんだよと、別な決まりなり申合せとか、そういうのがあったら教えてください。
	松林議長	町長。
質疑	町長 (成田 隆君)	お答えします。 三沢警察署に伺いましたところ、自転車の歩道通行にはいくつか例外規定がありまして、その中に道路標識等により普通自転車が通

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	行可とされた場合のほか、普通自転車の運転者が小学校児童及び幼児、もしくは70歳以上の者である場合などは、歩行者の通行を妨げないように、徐行や一時停止等を行うことで通行が可能となるということでもあります。 したがって、町としては標識設置の要望はしながらも、このことを、学校を通じまして、保護者等に周知いただくとともに、児童に対しては、小学校の交通安全教室等において、歩行者の妨げにならないような自転車の乗り方等を指導していきたいと考えております。 以上です。 14番。 確かに例外はあって、今、町長がお話ししました70歳以上、あるいは13歳以下の子どもたちについてはいいんだよと。それから、やむを得ない場合に通行できますよ、補助標識があれば大丈夫ですよということがあるわけですが、13歳以下だとか70歳、それからやむを得ない、やむを得ないなんていうのは、これは、特別、今、そこに何か荷物とかそういうのが置かれていて、そこを回避するためにそこを通らなければならないとか、一時的なもので、そのやむを得ないということが、常態、常にある事情でもって許されているのでは、それはやむを得ないには入らないと思います。 町長は、じゃあ、今、通行している、子どもたちが通行している法的根拠、それは何だと。町長でなくてもいいんだけれども、どう考えていますか。これとこれでもって通行が許されているんだよと。やむを得ない場合の以外ですよ。
答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	まちづくり防災課長。 西館議員にお答えします。 町長が答弁したとおり、小学生以下及び70歳以上については、先ほどの法律の例外規定の部分で通行しているのかなと。 あと、中学生、高校生についても、恐らく歩道は乗っているかなと認識していますが、そちらは、道路交通法の中に、先ほどの幼児等の、児童とかの例外の部分と合わせて、車道、または交通の状況

質疑		に照らして、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合ということで、こちらの例示のところで、警察に確認しましたら、車道が狭いと、極端に。路肩が狭い。車道も狭いけれども路肩も狭い場合で、歩道があるのであれば、歩道に乗ったのはやむを得ないというのが現在の状況で、容認せざるを得ない条件かなということではしゃべっていたんですけども、違反があれば別だと。2台並んで走るとか、そういう行為があれば、もしかすると捕まる可能性があるかなと。安全に乗っていれば捕まえることはないということは確認しています。 以上です。
	松林議長 14番 (西館芳信君)	14番。 今の答弁は、例外規定でもって通行しているのかなということですよ。そして、なおかつ、車道がすごく狭くなったと。確かに歩道が拡張されたわけですから、それまでの幅員が狭められるわけですから、そうなって、車道を、左側通行ということについては、もうできない状態、338号。特に、子どもたちの行き帰りは、通勤退勤の時間ですから、それができないということになって、当局としては、警察がこうしゃべっているからと。 確かに公安委員会、警察署長、道交法上の権限は持っています。でも、町でも、また、直接の現場の担当として、町の意見は大いに聞くんですよ。 ですから、そういうあやふやなことでなくて、あそこにそれこそ補助標識がないことは、私はたしかだと思っています。恐らくそのことについて、教育委員会ではどう見ているのか。あるよ、ないよ。そして、もしないということだったら、それは必要でないということで、今までそれを容認してきた教育委員会の事情はどういうところにありますか。
答弁	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	お答えをいたします。 議員ご指摘のとおり、あそこの歩道のところに自転車使用可の標識がないことは、確認はしております。これは338号ばかりでは

質疑		なくて、４５号沿いの下田中学校区にもそういう事例はあります。あるいは、全ての学区のところにそういう事例はあるものとして認識しております。 昔の話になりますが、昔からもやはり地域住民から歩道に乗っていることについて指摘を受けた場合も、これまでもありました。その場合も、ちゃんとした法的根拠を示しながらしゃべっていたわけではないですが、やはり３３８号も４５号も、ものすごい交通量なので、車道を走らせるにはなかなか厳しいという実態を見て、子どもたち、あるいは保護者にお話をしてきた経緯があります。法的根拠が問われれば、ないままにやってきたというのが、実情だと思っております。 以上です。
	松林議長	１４番。
答弁	１４番 (西館芳信君)	教育長、ありがとうございます。 教育長もないよという事実については、そうおっしゃってましたので、じゃあ、ないと。補助標識がないんだということ、あの長い区間に、６キロはあるかと思しますので、そこに自転車通行可の標識可の標識が１つもなくて、そして、恐らく道路交通法の例外規定でもって通っているんだろということであれば、これは、それこそ父兄からしても、あるいは一般の町民からしても、甚だ心もとないことだと思います。 やはり町で補助標識を本当につけてくださいよということで、強ちに警察署長なり公安委員会に申し出るということは考えませんか、お願いします。
	松林議長	教育長。
	教育長 (松林義一君)	次の（３）番の質問とも関連することになりますが、（３）番でいいですか。
	松林議長	今、（３）番です。
答弁	教育長	じゃあ、（３）番で。

質疑	(松林義一君)	教育委員会では、今回の道路交通法の改正に伴い、これまでの自転車の歩道走行が制限されると考え、「自転車通行可」の標識の設置要望の方法を関係機関と確認しているところであります。 来年４月に予定されている自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用開始に対しては、教職員の交通ルールの再確認を行うとともに、これまで同様に、学校での児童生徒への交通指導及び保護者への周知を図っていきたいと考えております。 以上であります。
	松林議長	１４番。
	１４番 (西館芳信君)	児童生徒への交通教育ということについて、最後にまとめて質問しようと思っておりましたけれども、教育長から大体の概要についてお話がありました。 また、補助標識設置の要望を続けていくよということですので、私の質問の目的は達成されました。 以上、一般質問を終わります。
	松林議長	これで、１４番、西館芳信議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたします。 ３時５分まで休憩いたします。 (休憩 午後 ２時４７分)
質疑	松林議長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (再開 午後 ３時０５分)
	松林議長	５席３番、小笠原伸也議員の一般質問を許します。 ３番。
	３番 (小笠原伸也君)	５席３番、小笠原です。よろしくお願いいたします。 通告に従いまして、一般質問させていただきます。 本日、私の一般質問のキーワードというのがありまして、「寄り添う」ということです。「寄り添う」をキーワードに質問をしていきたいと思います。

質疑	松林議長 3 番 (小笠原伸也君)	また、町内会についての質問がたくさんあるんですが、私が個人的に調べたところ、例えば、おいらせ町、北地区になりますけれども、ある町内会、加入率が29%という低い加入率の町内会がございます。これは町内会として機能はどうか。発揮できるのかなということが、まずあるんですけども、町内会について。 それから、あと、全国的な事例も調べてみました。 隣の八戸市になりますけれども、町内会が一時的に…… もう一般質問に入っていますか。 まだ、一般質問前の挨拶みたいな感じで。 八戸市ですけれども、これは一時、3年間、町内会が消滅したという実例があります。八戸市の山ノ手町内会というところなんです、2011年から24年まで町内会がなくなったという、これはNHKでも放送されております。それから、全国的に甲府市の桜北自治会、2019年に解散したと。それから、東京になりますけれども、武蔵野市。これは市民組織としての自治会、町内会は最初からないんだと。全市的にもう自治会、町内会はないという極端なことになるんですが、そういったことが、今、全国でもなっているという状況を踏まえまして、今日の一般質問をさせていただきたいと思います。 1番、役場の窓口サービスについて。 町民にとって最も役場を身近に感じられる場所は窓口である。窓口で各種証明書の発行や手続に関わる対人的なサービスを受けている。そのことを踏まえ、役場の窓口サービスの在り方について質問いたします。 (1) としまして、窓口サービスの評価について。 ア、役場本庁舎。これは町民課、健康保険課、子育て支援課、これは、3月下旬と4月上旬あたりの4日間、勤務は普通の勤務が終わってから17時から19時まで、これは受付窓口の開庁時間を延長してまで、転入転出時期に伴う混雑緩和に対応しております。 期間中に対応した町民の人数、町民の評判を伺います。 町長。
答弁	町長	5席3番、小笠原伸也議員のご質問にお答えします。

質疑	(成田 隆君)	年度末、年度初めの４日間、受付窓口開庁時間を延長して届出などを受け付けた結果、全体で１６件の手続がありました。 評判については、来庁者へのアンケート等は実施していませんので、担当職員から聞き取りした結果、開庁時間延長に対する要望等は特段聞かれなかったと確認しております。 以上です。
	松林議長	３番。
	３番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 役場の職員の方が頑張っていると。窓口サービスの延長。このことは町民にとって大変すばらしい対応ではないかなと、私は思います。 それから、住民サービスの実施につながっております。これこそが、窓口サービスこそが、町民に寄り添った取組であり、今後も続けていきたいと。これは私もそう思いますし、多くの町民の方がそのように思っているかと思います。大変、サービスの充実ということで思っております。 次の（２）町民目線に立った役場の窓口サービスについて。 アとしまして、町民の側に立った窓口サービスを提供することが求められている。窓口での待ち時間の解消や、複数の窓口で用件のある場合、これはどのように対応されているのか、お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 窓口では、待ち時間を短縮させるため、複数職員で対応を行っております。また、窓口で最初に聞き取りを行い、複数用件があるか確認をしています。 最初の窓口で時間がかかるようなときには、手続が終わる前にほかの課へ案内をし、複数手続を並行して進め、待ち時間を短縮するよう対応をしております。 以上です。

質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 並行して対応しているんだと。できるだけ待ち時間を少なくするような取組をされているということでありました。 町民が窓口に行って、現段階では、その町民が移動するんだと。課を回って歩くということになろうかと思います。 例えば、よそから転入してきて、子どももいると。学校の手続もしなければいけない。このときはどうなるわけですかね。教育委員会は本庁舎にないんですが、お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 全ての子どもが教育委員会に来なければならないというわけではないので、例えば、転入前の学校に学期終わりまでいたいとか、または、何らかの形で指定される学区以外のお話、相談を受ける場合には、委員会に来ていただく形にはなっておりますけれども、転入された場合には、転入届をした後に、指定された学校に連絡をしていただいて、転校の手続をとっていただくという形になっておりますので、全ての転入者が必ず委員会という形ではありませんので、必要な方につきましては、大変ご足労いただきますけれども、分庁舎にまで来ていただくということで、しております。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 分庁舎にまで行かなければならないということも、これはあるわけですね。確認をいたしました。 次の質問ですけれども、イに入って、五戸町役場では、今年4月から総合窓口を設け、各種証明書交付を窓口1つで実施し、手続を大幅に改善している。 おいらせ町も実施を検討しないか、伺います。
	松林議長	町長。

答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 五戸町で運用を開始した総合窓口は、当町でいう町民課に住民総合窓口係を置き、住民票等証明に加え、税関係証明書も交付できるようにし、さらには様々な行政手続のうち、簡易なものを1つの窓口で済ませるようにしたもので、前年度までに導入した書かない窓口やキャッシュレス決済等、いわゆるD X推進と窓口業務改革の一環として進められたものです。 総合窓口導入に当たっては、マイナンバーカード等を利用した窓口手続の電子化をはじめ、窓口業務改革、人員体制や事務分担の見直し、関連システム機器整備等々、相応の調整が必要となります。 まずは当町が目指す窓口のあり方を整理することが大切であり、D X推進の取組と併せて、検討していくことになると考えております。 以上です。
質疑	松林議長 3 番 (小笠原伸也君)	3 番。 ありがとうございます。 今のこの五戸町の例ですけれども、これまた大々的に新聞、『デーリー』にしても『東奥日報』にしても、大きく3月31日に同時にバツと出まして、これは皆さんもご存じのとおり話題であるんですが、町民が町民目線でこれを読むと、手続に2時間かかっていたのが45分になったという記事も載っておりまして、「いや、これは五戸町、すごいな。おいらせ町は、これはどうなっているのかな」と誰でもそう思うような内容になろうかと思うんですよ。 そこで、再質問ですけれども、7年後、新庁舎、これが完成して新しい庁舎になるんですが、窓口一本化実施というのはいかなものでしょうか。お聞きしたいと思います。
答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	総務課長。 お答えいたします。 現在、新庁舎建設に向けて、様々、事務調整、業務調整をしている段階であります。基本的には現在の組織機構、課の組織機構をそ

質疑	松林議長	のまま新庁舎に引き継ぐ予定で考えております。 以上です。
	3 番 (小笠原伸也君)	3 番。 タイミング的には、新庁舎、そういったときに、「おっ」と町民の方が思うような改善というのがあれば、さらにいいのかなと思うわけですけども。 次の質問に入りたいと思います。ウですね。 受付番号表示を始め、待ち時間が分かるシステムを導入しないか、伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 現在、町民課では、混雑時には番号札を用いて順番に案内することをお伝えし、来庁者に理解をいただいております。番号札をお渡しした場合、窓口カウンターから番号で呼び出ししておりますので、自分の番号札を見れば、あと何番で自分の番になるか、その順番は分かるようになっています。 なお、待ち時間そのものについては、手続内容等により長短があるため、大まかな時間でもお伝えすることは難しい状態であります。このため、時間が分かるシステムの導入予定はありません。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 これは他の町村と比べると、やはりどんなものですかね。大きなモニターがあって、番号札の番号がバツと出てくると。そうすると町民の方はそれを見て、「ああ、自分の順番、まだだな」とかになるうかと思うんですけども、よく身近なところでは銀行ですよ。銀行も既に、もう何年も前からそうやっております。あと、食堂関係でもやっているところがある。「呼び出し、まだだな」ということが、あの画面を見てすぐ分かるわけですけども、これはぜひ何か検討

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君) 松林議長	して、これこそ住民サービスにつながっていくのかな。 「あと１０分」とか、「まだ３０分かかかるな」と思えば、これは町民の方も我慢できるかと思うんですよね。いつ呼ばれるか分からないとなれば、一番困る部分ではないかなと思うので、現在、札を準備して渡してあるんだからという、それはそれで現段階では何とか役場さんとしても頑張っているんだなというのは分かるんですが、さらに突っ込んで大きなモニター。これは検討して、ずっと早めに取り組んで、住民サービスということを考えて、それこそ寄り添って、町民の気持ちに寄り添ってやってほしいなと、そういう思いでおります。 次の質問にいきたいと思います。 ２番、スマートポストについて。 (１) デジタル郵便サービス「Smart post スマートポスト」をおいらせ町は郵送費の削減、業務の効率化を目的に２０２４年９月に導入を決定しております。 アとしまして、郵送費の削減、これは導入前に比べて、どの程度達成されているのか、お伺いしたいと思います。 町長。 お答えします。 スマートポストは、専用アプリとマイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用し、特定の個人にデジタル通知を届けることができるサービスです。 導入に当たっては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、令和６年７月から利用を開始しております。 令和６年度は、会議の開催通知をスマートポストで行う計画とし、住民の登録方法やシステムの操作方法の確認を含め、実証的にスタートしております。 よって、令和６年度は本格的な運用には至っておらず、郵送費の削減効果は、本当に限定的ではあると思っております。 以上です。 ３番。
-----------	---	---

質疑	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 まだ、導入して、試行錯誤という段階なんではないでしょうか。したがって、具体的な削減とかはまだというお話だったと思います。 郵便事業ですね。これは封筒、現段階でも 1 通出せば 1 1 0 円、折り返し、返事の封筒とかを入れたら、その 2 倍かかるのかなと思いますけれども、それを節約することにもこれはつながると思うわけですね。ぜひどんどん活用して、やってほしいな、これからもと思うわけですが。 現段階で、課によって、たくさん使っている役場の課と、あまり使っていない課もあるようですけれども、課による多い、少ないというのは、どんな感じですかね、これは。 役場の方針としては、使える課があったらどんどん使いなさい、やりなさいという方針でいるのか、その課に独自に任せて、まだ本格的な運用に至っていないのか、そこの加減みたいなのはいかがでしょうか。
	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	お答えをいたします。 まず、小笠原議員については、よくスマートポストを調べていらっしゃるなど、本当に敬意を表します。 課によってどうかと言われると、先ほど町長が答弁しており、限定的でございますので、実証実験ということで、今年度から課に説明しながら、どういう効果があるのかということ全体に説明をして、今年度から進めていくということでございますので、昨年は確かに特定の課ということでもありますけれども、本当に少数でありましたので、今年度からということでご理解いただければなと思っております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 イに質問、入りますけれども、また、業務の効率化や住民サービス向上につながっているのか、いきそうなのかという捉え方でも結構

答弁	松林議長	ですから、これはいかがでしょうか。 町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 業務の効率化については、コスト面では、郵送費や人件費の削減が図られること。また、時間的には、印刷や封入を省くことができることに加え、即時通知が可能であることから、配送時間の短縮にもつながるものと考えております。 住民サービスの向上については、住民がスマートフォン等で簡単に通知内容を確認でき、郵送より早く通知を受け取るといったメリットがあるとされております。 先ほどの答弁でも触れましたが、いずれにしても実証段階であることから、今後については、活用次第だと捉えております。 以上です。
質疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 実証段階だということですのでありますから、今後ますますおいらせ町民にとって、効率化につながっていけばいいのかなと、そう感じております。 たくさん使って、郵送費、これは削減をどんどんしていただきたいという部分であります。 次の質問にいきたいと思います。 3 番、行政と町内会。 (1) としまして、近年、おいらせ町 5 6 町内会の活動に様々な問題が生じ、増加傾向にあります。町内会長の高齢化や健康上の理由が生じて、会長や役員職の世代交代が進まない町内会があります。多いです。また、町民のゴミ出しマナーの低下という問題ですね、これもあります。さらに、町内会加入率も低い。 このままでは、将来、町内会は消滅する方向へ向かうかもしれないと考える町内会長もおります。多いです。 そのことを踏まえ、次のことについて問います。 アとしまして、現在、おいらせ町の町内会加入率、これは全体で

答弁	松林議長	結構です、最新の加入率。 それから、また、町内会に対して、町の支援事業はどのような種類があるのか。さらに、補助金等の手続は、これは高齢者にとって簡単かどうかということをお伺いします。
	町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 当町には、令和6年度に1町内会が減り、現在は55の町内会があります。 その加入率は、令和6年度末現在で64.2%となっておりますが、実質同居の世帯分離等を考慮した加入率は70.6%となります。 また、町内会向けの町の支援事業としては、1つには、まちづくり活動支援事業助成金、2つ目として、コミュニティ助成事業、3つ目として、集会所維持管理助成金、4つ目として、街灯設置等補助金、5つ目として、青森県交通災害共済団体奨励金、6つ目として、住民活動保険、7つ目として、自主防災組織育成支援助成金、8つ目として、地域づくり協議会補助金、9つ目として、町内会運営交付金、10個目として、ごみ箱設置事業費補助金、11個目として、資源ごみ箱設置事業費補助金、12個目として、資源集団回収事業奨励金、13個目は地区敬老会委託事業、14個目として、地域住民グループ支援事業、15個目は、パートナーシップ除草作業、除雪作業、16個目として、森林の整備・緑化事業助成金等がありますが、これらは、毎年度、内容や手続を冊子にまとめ、各町内会長に配布しております。 申請手続等については、さほど難しくはないと考えておりますが、難しいと思われる場合は、それぞれの担当課で、書類作成の支援等もしておりますので、相談に来てくださればと思います。 以上です。
質疑	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 保険関係だとか、各種助成金、それから各種交付金、16項目ぐら

		い、今、お聞きしました。たくさんあるということになります。 結局、これは、役場に行って手続をすると。役場の方は待っていると。そういうスタンスというか。各町内会、おとなしく黙っていれば何も出てこないんだと。手続しなければいけない。そういうことだと思うんですよね。 そういうことで、今、相談に乗るというお話もあったかなと思うんですけれども。 次にいきます。 イですけれども、任意団体である町内会が消滅した場合、どのように行政は町民と連携するのか。あと、民生委員とか、これは確保、この先できるのかどうか、お伺いしたいと思います。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 町内会が消滅した場合とのことですが、町としては、消滅しないように、組織運営に係る支援や相談体制を敷きながら、連携を継続していきたいと考えております。 また、民生委員については、現在、町内会から推薦していただいておりますが、町内会は、自分たちの地域にどのような方がいるのか、最も把握していることから、町内会がなくては、民生委員ほか、各種委員の確保がますます厳しい状況になるものと思っております。 以上のことから、もし町内会の解散等を検討せざるを得ない場合は、町も間に入って、活動の一時休止や近隣の町内会との統合などの申入れ協議を行うなど、町内会の消滅による未設置地域を出さないような対策は講じていきたいと考えております。 以上です。
質疑	松林議長 3 番 (小笠原伸也君)	3 番。 ありがとうございます。 今現在は、町内会に、それこそ4月の町内会長連絡会議というんでしょうか、そういう場を通じて、お願いだと。役場からお願いをして、町内会の方から、例えば民生委員の方を出してもらったり、様々紹介して、これこれ補助金がいっぱいあるよということで、何かあ

答弁		ったら相談に来てほしいということだと思うんですよね。 いずれにしても、町内会が動いて役場に連絡なり、足を運ばないと動かないということなんでしょうかね、これね。 次のウですけれども、ウの質問にいきたいと思います。 町内会に依頼のある緑の羽根募金。これは税金の寄附金優遇措置の対象になるのか、お伺いしたいと思います。 また、その際、領収書が必要かどうか。これは、優遇措置をとるための領収書を各個人が持っていなければいけないのかという、そういう意味合いの質問ですけれども、お伺いしたいと思います。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 森林整備事業や緑化推進を目的として募金活動が行われていた緑の羽根募金ですが、現在は名称を変え、緑の募金として活動が行われており、公益社団法人青森県緑化推進委員会からの依頼を受け、当町では、各町内会などを通じ、募金活動を行っております。 ご質問の緑の募金が寄附金優遇措置の対象となるかということについては、1人当たりの募金額のうち、2,000円を超えた分が所得税申告の際に、寄附金控除として優遇措置の対象となります。 なお、申告する際には、青森県緑化推進委員会からの領収書が必要になりますので、町内会を通じた募金で領収書が必要な場合は、その旨を町内会長に伝えて、対象者の名前と寄附金額を窓口となる農林水産課まで連絡していただき、併せて、寄附者本人が直接電話で青森県緑化推進委員会に領収書の発行を申し出ることで、郵送により受け取ることができるということになっております。 以上です。
質疑	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 緑の募金、2,000円以上が寄附金優遇措置の対象になるということで、これは今現在、役場から依頼を受けて、町内会が集めるわけですが、集めるのはもちろん個人から預かって、代表の方が役場に行って支払うと。そのときに名簿をちゃんとつけて出しているん

答 弁	松林議長	ですね、個人の名前が分かる名簿を。したがって、これはどう考えても個人から、町内会はいくまで間に入っただけにすぎないので、個人がお金を払っているんだから、その個人に対して、役場さんが領収書を常に発行すると。金額にかかわらずですよ。やはりそれが筋だと思うんですが、いかがでしょうか。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長。 お答えいたします。 先ほど町長の答弁からもありましたように、主体は青森県の緑化推進委員会でございますので、それを町が委託を受けてやっているということで、領収書自体発行できるのは、あくまでそちらの主体でなければ、町が領収書を発行しても、それが税の寄附金控除の対象になるかといえ、それはならないものになりますので、ご理解いただきたいと思います。 以上です。
	松林議長	3 番。
質 疑	3 番 (小笠原伸也君)	寄附金優遇措置にならないケース、これは200円以上でしたよね、緑の募金って。だから、ほとんどの方は200円とか何百円の募金だと思うんですけども。 私が言っているのは、町内会はいくまで間に入っているだけの話で、本当は個人で持っていくような募金なんですよ、緑の募金。だから、その個人宛てに全て簡単な領収書でも構わないと思うんですよ。そこは出すべきだと思うんですけども、預かったら領収書を出すと。そのところ、いかがですか。
	松林議長	農林水産課長。
答 弁	農林水産課長 (柏崎和紀君)	お答えいたします。 確かに、町もその間に入って委託を受けてやっているということをご理解いただきたいのと、そういった場合であれば、県に寄附金としてその募金をしていただければ、直接県から領収書が発行できますし、あくまで町は、町内会には預かり証ということでお渡しし

質疑	松林議長	ていますので、その辺の手續に関してはご理解をいただければと思います。 以上です。 3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	くどのようなですけども、じゃあ、その預かり証というお名前であれば、個人名がついたやつがあれば、これは町内会で、「はい、誰々さんが払いました」って、「これ、払ってきましたよ」と、町内会が間に入っているもので、渡せるかと思うんです、預かり証を。何とか町内会全体のがあっても、結局、その町内会ごとに何かややこしい話になりますが、細かい個人宛て、「あなたはちゃんとお金を払っていますから」という証明書、緑の羽根を渡せばいいという、そういうことなんでしょうか。 ここ、ちょっとくどのようなですけども、もう 1 回お願いしたいと思います。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	こういった募金活動、例えば赤い羽根でもそうですけども、街頭募金とかでも、恐らく領収書とかは出ないと思いますので、そのところではご理解をいただいて、皆様から募金をしていただいているものだと思っております。もし、そういうことで、どうしても、「これで領収書が出ないから募金はしたくない」というのであれば、そこは致し方ないのかなと思いますので、どうか、今、こういった形でしかできないということでは、ご理解をいただければと思います。 以上です。
質疑	松林議長	ここで、会議時間を延長します。 3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	社会福祉協議会に直接持っていく社会福祉協議会寄附金なるものもあるんですけども、あれは 1, 0 0 0 円かな。ちゃんと個人向けに出るんですよね、領収書が。だから、募金をやって、出るところと出ないところって、これはどう。役場と社会福祉協議会は違うから

答 弁	松林議長	といたら、それまでかもしれませんけれども。 そんな面倒くさいことなんですか。面倒くさいから出さないということではなくて、必要ないから出さないということなんですか。 もう1回お聞きしたいと思います。 3番議員、農林水産課長は、中に入っているだけだから、領収書は発行できませんということで答弁しているんですけども、それでは理解できないということですか。あくまでも中に入っているだけで。あくまでも領収書を出すべきだと。 農林水産課長、もう一度答弁してください。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	今、議長からもありましたが、同じ答弁の繰り返しになりますけれども、やはりこちらで領収書というのはなかなか発行できないのかなと思います。 また、今、社会福祉協議会の話が出ましたが、それとはやはりちょっと趣旨が違う、募金と、あれは社費、社費ではなくて、その運営に回っている分で、直接、またこういった緑の羽根とか、赤い羽根とかといった趣旨とは、また違う形のお金だと思いますので、そちらは領収書が出るのかなとは思いますが、こちらでは、今現在は、領収書は出せないということでご理解をいただきたいと思います。 以上です。
質 疑	松林議長	3番。
	3番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 次の質問にいきたいと思います。 最後になりますけれども、(2)三戸町の「地域担当職員制度」、これが2024年度から導入されております。「地域担当職員制度」とは、町内の各町内会に担当の町職員を割り当てる制度でございます。町とのパイプ役として、意見の取次ぎを担い、地域住民との対話を重視する。 利点が多く、経費もかからないと思いますが、ア、おいらせ町も町内会に寄り添うために、地域担当制度、これは実施を検討しないかどうか伺います。

答 弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 三戸町が令和6年度から実施している地域担当職員制度については、当町でも過去には検討したことがあります、導入には至っておりません。 現在、町内会活動への支援として、毎年度2回、町内会長連絡会議を開催し、町情報の提供や各町内会からの町への意見・要望事項など、情報を共有しております。 また、前の質問でも答弁のとおり、各種の支援・助成制度等をまとめた補助金マニュアル、各課事務分担表の配布や町内会加入促進事業を盛り込んだまちづくり活動支援助成事業の拡充など、担当課であるまちづくり防災課が町と町内会のパイプ役の機能を担い、必要があれば地域での懇談会を開催するなど、これまでも柔軟に対応してきていると考えておりますので、今のところ、地域担当職員制度を導入する考えは、大変申し訳ないですが、持っておりません。 以上です。
質 疑	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 今現在は、検討はしないということだと思います。 柔軟な対応をしているということでもありますけれども、このところ、4月の町内会長連絡会議がみなくなる館でありましたけれども、町内会長自身が会長を辞めたいんだと、大勢いる中で勇気を出して手を挙げて、その他で発表している場面、ああいったのを見ると、町としても寄り添っていく時代になっているのではないかなと。 時代の流れということで、これまで役場さんは各種保険関係、補助金関係、交付金関係、たくさん対応されてきているわけですが、役場のスタンスとしては、待っているんだと。町内会が来たら対応しますよという、そういった対応だったんですが、このころに来て、高齢化とか、様々問題が増えているので、役場から出向いていくということに切り替えるべきではないかなと。寄り添うんだ

答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	ということをししないと、町内会はほとんど潰れていく、やりたくてもできない、そういうことにつながる時代の流れで、町としても検討していく時期が来ているのではないかな。役場が出向いていくんだと、寄り添っていくんだと。お金を出せば出しますよではなくて、そういうことで時代の流れかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。お聞きしたいと思います。 まちづくり防災課長。 お答えします。 寄り添って、時代の流れとともに町から町内会長に出向いてはということでしたけれども、議員、大体推測されているのが合っているとも言い難いんですけれども、否定するわけにもいかないのですが、全ての町内会に補助金とか、助成制度が、全部役場が待って、希望する町内会が来るのを待っているばかりではなくて、ほぼほぼ出来上がった書類を送って、返信用封筒を入れて、出してくださいとか、役場まで来なくていいですよとか、そういうものもありますし、保険とかは、もう勝手にうちで入っていますし、申し込まなくてもですね。そういうものもたくさんあります。 推察が半分ぐらい外れているような気はしますが、嘘でもありませんので、来てもらうのも何個かありますが、そうならないようにはしますが、何せ人数も少ないものですから、行っている間にほかの町内会が来ても困りますので、そういうのは煩雑さを避けるために、あえて1か所の窓口で受けざるを得ないところもありますので、そこは承知おきいただければ。来られない方については、行ってあげたいなという気持ちもありますので、そういう相談があれば、今まで相談はないんですけれども、対応できればなどは考えています。 以上です。
質疑	松林議長 3番 (小笠原伸也君)	3番。 ありがとうございます。 相談があればということで、結局受け身なわけですよ。これは逆に役場さんから町内会長に連絡してみるとか、逆に電話だけでも結

答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	構違うし、あるいは、皆さん、ほとんど町内にお住みなんだから、役場職員の方を通じて、「その町内会、今、どうなの」とか、そういう情報というのも入るかと思うんですよ。 特に、各町内会の総会に出るべきだということでもなくて、そういった寄り添うことが、やはり求められている時代でないかなと思っております。 相談に乗ります、来ていないから分かりませんという、突っぱねる感じも、そういう感じに捉えがちなんですけれども、役場さんは役場さんで、いろいろ考えて親身になっているということだと思うんですが、何分80過ぎ、84歳ぐらいの方も町内会長を近所でやっている方もいるところで、交代したくてもできないとか、そういった方もいらっしゃるみたいなので。 やはりちょっとたまに電話するとか、その町内に住んでいる役場職員からちょっと聞くなり、そういった動くような対応というのはできないものかなと思って考えるわけですよ。これはすぐやってくれというわけではなくて、何分町内会の存続にも関わってくるところで、私としては、危機感を感じているところですね。このままいくと本当になくなるよという、そういったことを考えておまして、危機感を持っているのは考え過ぎなのか、そこら辺の加減みたいなのは、いかがでしょうか。今のままでずっといくということなのか、5年、10年たったらまた検討するなのか、そこら辺、加減をお聞きしたいんですが。 まちづくり防災課長。 お答えします。 危機感というところでいくと、持っていないわけではないんですけれども、先ほど議員が町内会長連絡会議で例示されました、会長を辞めて後継者がいないということも、実は次の日に来まして、「ごめん、ごめん」と。実は副会長がいて、心配なくやってくれるというのを確認したということと言われておまして、ただ、その方も体調が悪い方ですので、すぐには副会長に引継ぎできないということで、相談もされたので、そういう部分で相談があったという解釈で、私たちは前向きに捉えていますので、そういったところは注意深く援助できるように、支援するように、目をかけるといえばあ
-----------	---	---

質疑		れですけれども、注視していければなということは基本にしています。 以上です。
	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	分かりました。 町内会がなくなれば、役場さんも困るし、町内会に住んでいる方もやはり困る、町民の方も困るかと思うので、できるだけ今の状態をおいらせ町も維持していきたい。近隣ではなくなっているところも出てきているんだという、そういった危機感があるところで、ぜひ電話 1 本でもいいから、電話して寄り添ってほしいなと、そう思っていました。 長時間にわたって質問をさせていただきました。 真摯なるご答弁、大変ありがとうございました。
	松林議長	これで、3 番、小笠原伸也議員の一般質問を終わります。
日程終了の告知	松林議長	これで、本日の日程は全て終了いたしました。 以上で、本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	松林議長	明日、10 日は、午前 10 時から本会議を開き、議案審議を行います。
散会宣告	松林議長	本日は、これで散会いたします。大変ご苦労さまでございました。 (散会時刻 午後 3 時 53 分)
	事務局長 (小向正志君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 8 月 22 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 沢 尾 宏 之

署名議員 小笠原 伸 也